

第4次荒尾市障がい者計画 【素案】

令和5年1月

荒尾市

目次

第1章 計画の概要	4
1 計画策定の趣旨	4
2 計画の位置付け	5
3 計画の期間	6
4 計画とSDGsの関連	7
5 計画策定の体制及び経緯	8
(1) 計画策定の体制	8
(2) 計画策定の経緯	9
6 計画の推進体制	10
第2章 荒尾市の障がい者を取り巻く現状	11
1 データでみる障がい者の状況	11
(1) 人口の状況	11
(2) 高齢化の状況	12
(3) 障がい者の状況	13
(4) 身体障がい者の状況	15
(5) 知的障がい者の状況	18
(6) 精神障がい者の状況	19
(7) 障がい児の就学の状況	21
2 アンケート調査からみる障がい者の状況	22
(1) 調査の概要	22
(2) 主な調査結果	23
3 ヒアリング調査からみる障がい者の状況	35
(1) 調査の概要	35
(2) 活動を行う上での課題について	35
(3) 荒尾市における障がい者福祉に関する課題	36
(4) これからの障がい者支援のあり方について	36
(5) 障がい者に対する差別に関することについて	36
4 第3次荒尾市障害者計画の成果目標の達成状況	37
第3章 計画の基本理念と体系	38
1 計画の基本理念	38
2 計画の基本的な視点	39
(1) 共に生きる社会	39
(2) アクセシビリティ向上	39
(3) 障がい特性等に配慮したきめ細やかな支援	39
3 計画の体系	40
第4章 施策の具体的内容	41
1 理解促進・広報啓発の推進	41
(1) 障がいを理由とする差別解消の推進	41
(2) 権利擁護の推進及び虐待の防止	44
(3) 広報啓発活動の推進	46
(4) ボランティア活動の推進	48
2 情報の取得・利用しやすさの向上	50
(1) コミュニケーション支援の充実	50
3 福祉サービスの充実	53
(1) 相談支援体制の充実	53
(2) 在宅生活における福祉サービスの充実	56
(3) 地域生活への移行の支援	59

(4) 障がいのある子どもに対する支援.....	61
4 保育・教育の充実.....	63
(1) 保育・療育体制の整備.....	63
(2) 学校教育の充実.....	67
(3) 生涯学習及び文化・スポーツ活動の振興.....	69
5 保健・医療の充実.....	71
(1) 予防及び早期発見の促進.....	71
(2) 医療サービスの充実.....	73
(3) 精神保健福祉・医療対策の推進.....	74
6 雇用・就労、経済的自立の支援.....	76
(1) 雇用・就労の促進.....	76
(2) 福祉的就労の場の確保及び生活安定のための支援.....	79
7 生活環境の整備.....	82
(1) 建築物の整備の充実.....	82
(2) 道路の保全及び交通安全、移動対策の推進.....	85
8 防災・防犯対策の推進.....	86
(1) 防災・防犯対策の推進.....	86
資料編.....	91
1 成果指標一覧.....	91
2 関連用語集.....	92
3 荒尾市障害者計画及び障害福祉計画策定等委員会条例.....	
4 荒尾市障害者計画及び障害福祉計画策定等委員会名簿.....	

■「障がい者」の表記について■

「障害」及び「障害者」の表記については、熊本県の取扱いにならい、「障がい」及び「障がい者」のように、ひらがな表記を採用しています。

◇「障害」という言葉が、「ひと」を直接的に形容する場合等は「障がい者」とします。

◇国の法令や制度、施設名、あるいは法人、団体等の固有名詞は、そのまま“書”の字を使用します。 例)法令・制度＝障害者総合支援法、身体障害者手帳、特別障害者手当など

なお、「障がい福祉計画」の名称について、第 1 期計画(平成 18～20 年度)までは漢字を使用していましたが、第 2 期計画(平成 21～23 年度)より「荒尾市障がい福祉計画」として改め、ひらがな表記を採用しています。

これにより、本文中、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」や第 1 期の障害福祉計画を指す場合は漢字を使用し、第 2 期計画以降を指す場合はひらがな表記としています。

また、本計画の策定組織である「荒尾市障害者計画及び障害福祉計画策定等委員会」については、固有名詞として漢字表記としています。

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

わが国は平成26年1月に障害者権利条約の批准・締結を行いました。この条約の締結に必要な国内法の整備をはじめとする障がい者に係る制度の集中的な改革の中で、平成23年には「障害者基本法」が改正され、「社会モデル^{*}」の考え方や「合理的配慮^{*}」の考え方が新たに取り入れられました。また、平成24年には障害者自立支援法に代わる「障害者総合支援法」が制定され、障がい福祉サービスの対象となる障がい者の範囲の拡大、利用者負担について応能負担を原則とするほか、相談支援の充実、障がい児支援の強化などの新しい内容が示されました。平成30年には一部改正され、障がい者が希望する地域生活を実現するため、「生活」と「就労」に対する支援の一層の強化等の見直しが行なわれています。

本市においては、平成11年3月に、障害者基本法に基づく「荒尾市やさしいまちづくり計画（平成11～20年度）」を策定し、障がい者への施策を総合的・計画的に推進してきました。これに次いで平成21年3月には、「荒尾市障がい者計画」、平成29年3月には「第3次荒尾市障がい者計画」を策定し、障がいのあるなしに関わらず、地域で暮らす人々が安心していきいきと暮らすことができるまちづくりに努めてきたところです。

近年、障がいの重度化や、医療的ケア、発達障がい、情緒障がいなどのある児童・生徒の増加、さらに現代社会におけるストレスなどを要因とした障がいの増加など障がい福祉のニーズは多様化しています。さらに、ここ数年で頻発している地震や豪雨といった自然災害による被害への対応など、障がい福祉分野においても、安心、安全確保のための体制整備等が求められています。

このように、障がい者を取り巻く環境は大きな変化をみせて今後も本市に暮らす障がい者が、地域において安心して生活できる社会を実現していくためには、取り巻く環境の変化や一人ひとりの状態・状況に応じた施策の推進と、支援体制の構築を図ることが必要となります。

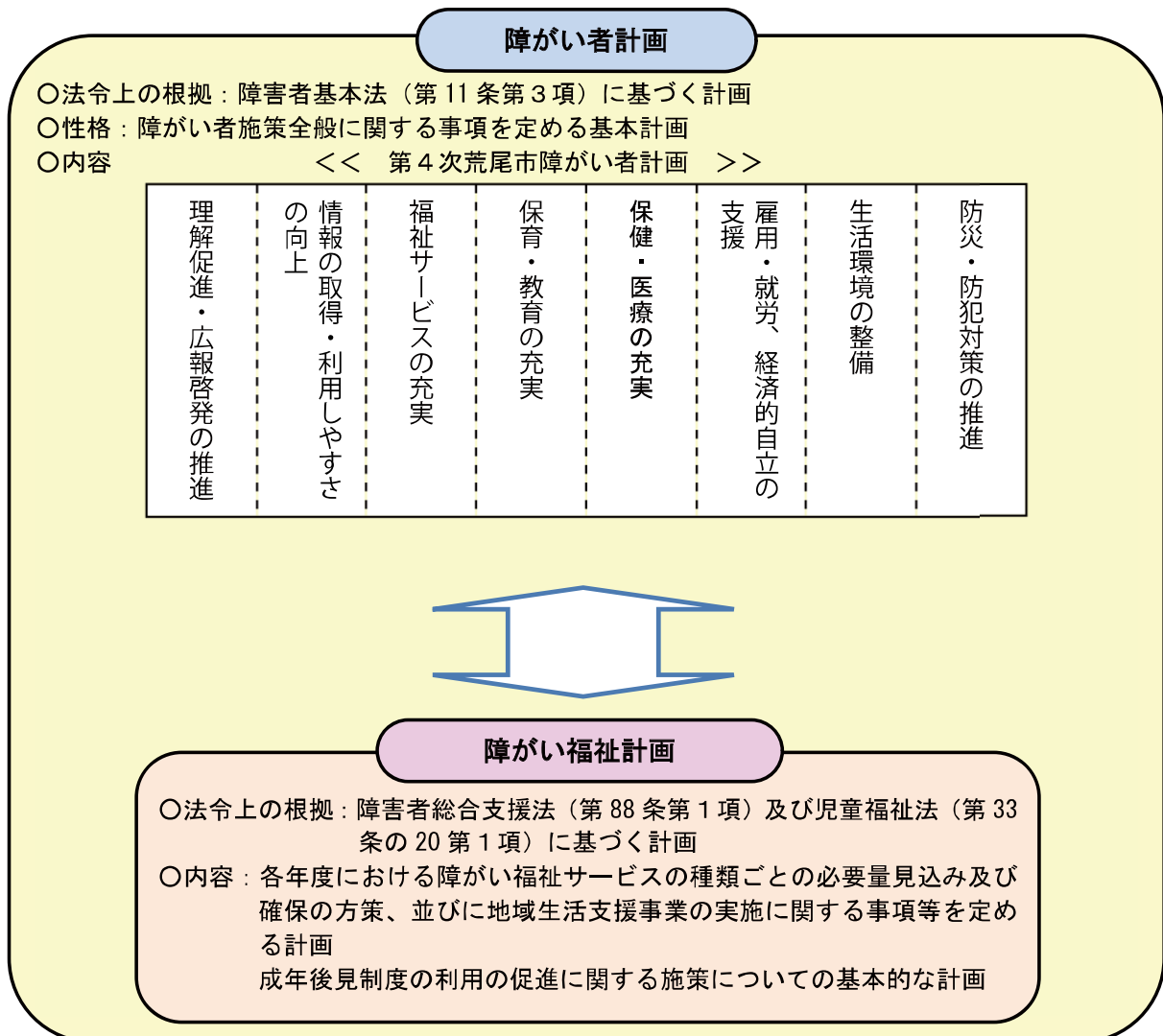
この度「第3次荒尾市障がい者計画」の計画期間が終了することから、新たな課題やニーズに対応した計画として、「第4次荒尾市障がい者計画」（以下、本計画という。）を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、障がい者のための施策に関する基本的な方向性を示すことを目的として定める計画です。

また、本計画は、市の最上位計画である「荒尾市総合計画」や「荒尾市地域福計画」、障害者総合支援法第 88 条第 1 項及び児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく障がい福祉サービスや障害児通所支援等の必要量の見込み量や提供体制の確保の方策等について定める「荒尾市障がい福祉計画」と整合を図り策定しています。

図表 1 障がい者計画と障がい福祉計画の関係



3 計画の期間

障がい福祉分野における上位計画である「第4次荒尾市障がい者計画」は、令和6年度を初年度とし、令和11年度を目標年度とした6か年計画です。3か年を1期とする「荒尾市障がい福祉計画」の2期（6年）に1回、両計画を同時改定し、計画の整合性及び連携を図っていきます。

図表 2 計画の期間

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
障がい者計画	第3次荒尾市障がい者計画 (平成30～令和5年度)						第4次荒尾市障がい者計画 (令和6～令和11年度)					
	障がい者施策全般に関する事項を定める基本計画											
障がい福祉計画	第5期荒尾市障がい福祉計画 (平成30～令和2年度)		第6期荒尾市障がい福祉計画 (令和3～令和5年度)			第7期荒尾市障がい福祉計画 (令和6～令和8年度)			第8期荒尾市障がい福祉計画 (令和9～令和11年度)			
	令和2年度を目標にサービス見込量等を設定		令和5年度を目標にサービス見込量等を設定			令和8年度を目標にサービス見込量等を設定			令和11年度を目標にサービス見込量等を設定			

4 計画とSDGsの関連

SDGsとは、「Sustainable Development Goals」の略で、平成27年9月の国連サミットで採択された令和12年までの国際社会共通の目標です。先進国も途上国も、企業や個人など、みんなが協力し、持続可能でより良い世界をつくろうと17の共通の目標（ゴール）から構成されています。

わが国では、令和元年12月に「SDGs実施指針改定版」が定められ、地方自治体で「様々な計画にSDGsの要素を反映させること」が期待されています。

SDGsの達成のためには、障がい者を含めた「誰一人取り残さない」取り組みを推進する必要があります。

特に、SDGsの目標4（教育）、8（成長・雇用）、10（不平等）、11（都市）、17（実施手段）について、障がい、障がい者に直接言及したターゲットが含まれていますが、これに加え、目標3（健康と福祉）、16（公正）についても本計画に関わる目標となると考えられます。

本市では、「第6次荒尾市総合計画（荒尾市人口ビジョン・第2期あらお創生総合戦略）」において、持続可能な地域社会をつくるため「誰一人取り残さない」というSDGsの理念を踏まえた基本施策を展開していることから、本計画においても、各施策分野においてSDGsの趣旨を踏まえ、取り組みを推進していきます。

図表 3 持続可能な開発目標（SDGs）



5 計画策定の体制及び経緯

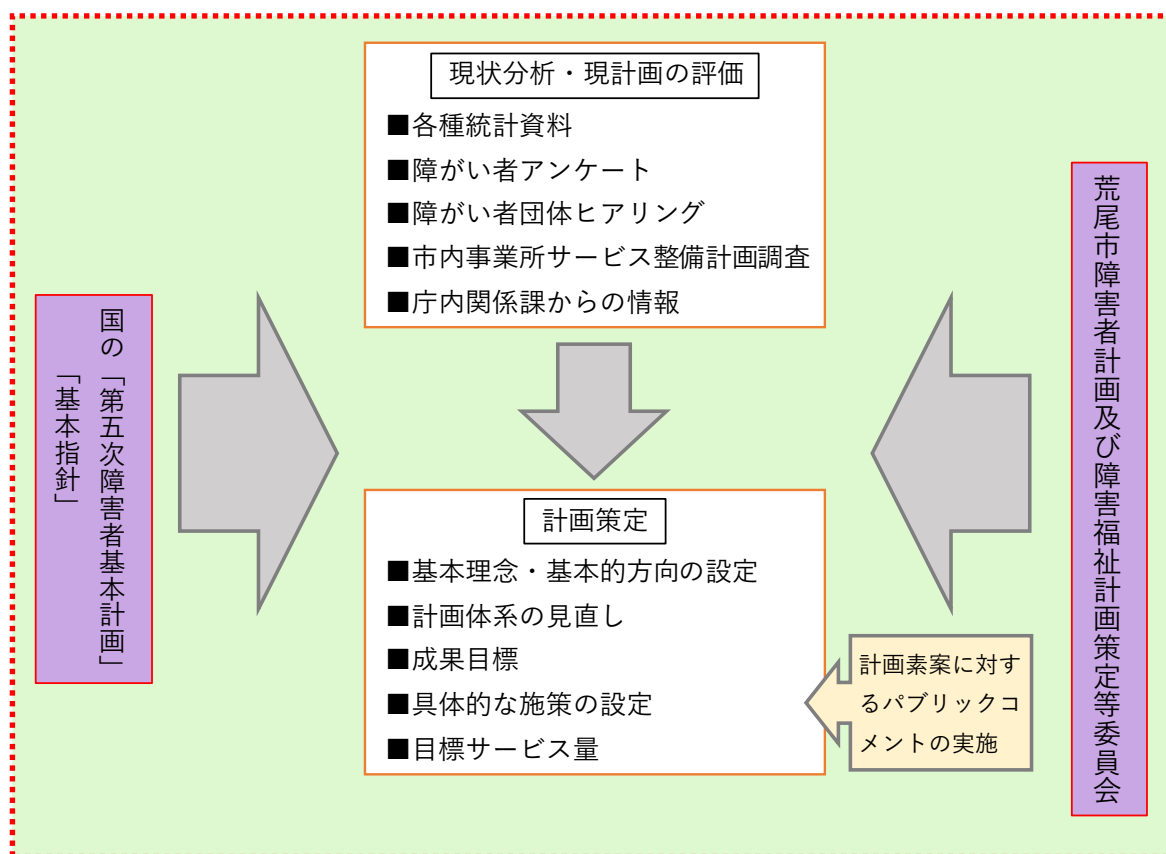
(1) 計画策定の体制

本計画の策定は、学識経験者、障がい者団体、障がい福祉に関わる関係者、保健・医療関係者等で構成する「荒尾市障害者計画及び障害福祉計画策定等委員会」の審議を経て策定します。

障がい者施策に関わる現状やニーズ等については、委員会からの意見、障がい者アンケート、障がい者団体ヒアリング、庁内関係課からの情報等を把握し、計画策定の基礎資料として活用します。

さらに、計画内容に市民の意見を反映するため、計画素案に対するパブリックコメントを実施します。

図表 4 計画の策定体制



(2) 計画策定の経緯

年月	内容
令和5年7月	障がい福祉アンケートの実施
令和5年7月	第1回荒尾市障害者計画及び障害福祉計画策定等委員会 議事 (1) 計画策定の概要 (2) 第5次障害者基本計画(国)の概要 (3) 第7期障害福祉計画に係る基本指針の見直しについて (4) 障がい者の状況 (5) アンケート調査票回収結果(速報)
令和5年8月	障がい者団体ヒアリングの実施 市内事業所に対する障がい福祉サービス整備計画調査の実施
令和5年9月	第2回荒尾市障害者計画及び障害福祉計画策定等委員会 議事 (1) 第1回委員会質疑応答に関する回答について (2) アンケート調査・団体ヒアリング結果報告 (3) 障がい福祉計画の成果目標について (4) 障がい者計画の基本理念及び骨子について
令和5年12月	第3回荒尾市障害者計画及び障害福祉計画策定等委員会 議事 (1) 素案の審議
令和6年1月	パブリックコメントの実施
令和6年3月	第4回荒尾市障害者計画及び障害福祉計画策定等委員会 議事 (1) パブリックコメント結果の報告 (2) 最終計画案の確認

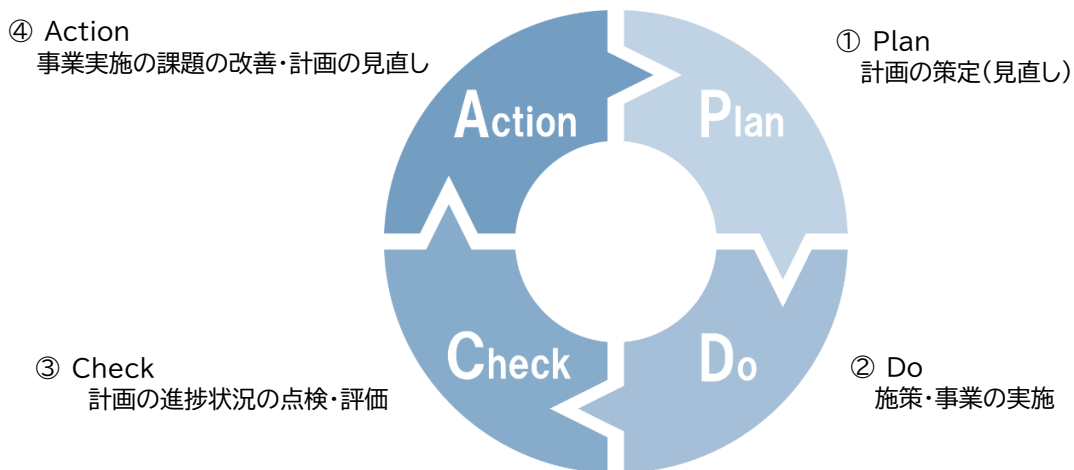
6 計画の推進体制

本計画は本市の障がい福祉計画と各分野において密接な関係をもち、両計画の整合性と連携を図る必要があるため、本計画に掲げた事業の実施に当たっては、障がい福祉事業所はもとより、障がい者団体等の関係機関との連携が不可欠となります。

そこで、あらゆる機会を通じて障がい者施策に関わる現状やニーズ等を把握し、施策に反映させていくように努めるとともに、障がい福祉事業所や障がい者団体等の関係機関と連携し、障がい者施策を推進します。

計画に定めた事項については、定期的に進捗状況の調査・分析及び評価を行います。本市では毎年度、成果目標や事業の実施状況を把握し、「荒尾市障害者計画及び障害福祉計画策定等委員会」の審議を受けて、進捗管理を行い、必要と認めるときは計画の見直し等の措置を講じるなど、PDCAサイクルの考えをもとに取り組みます。

図表 5 PDCAサイクル



第2章 荒尾市の障がい者を取り巻く現状

1 データでみる障がい者の状況

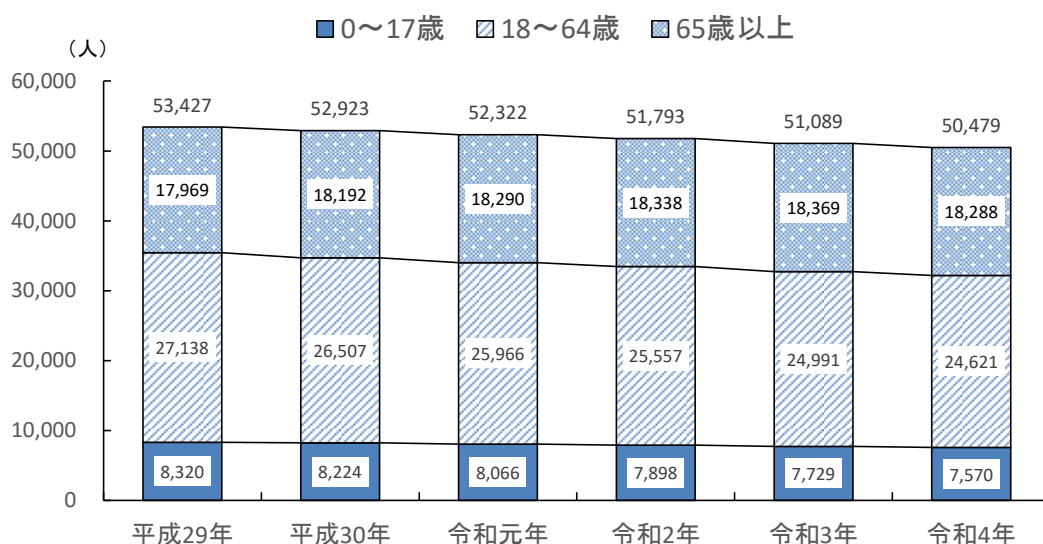
(1) 人口の状況

本市の総人口は令和4年9月末時点で50,479人であり、平成29年以降、減少傾向で推移しています（図表6）。

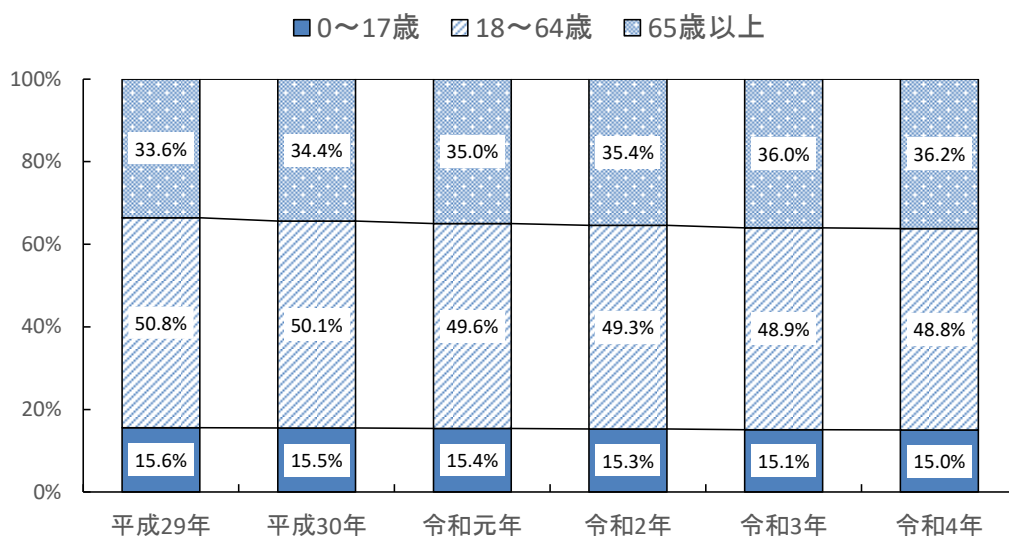
人口構成比の内訳をみると、65歳以上の人口割合は継続して増加しており、令和4年時点で18,288人、高齢化率は36.2%となっています（図表7）。

一方、0～17歳、18～64歳の人口の割合は減少が続いています。

図表6 人口構造の推移



図表7 人口割合の推移

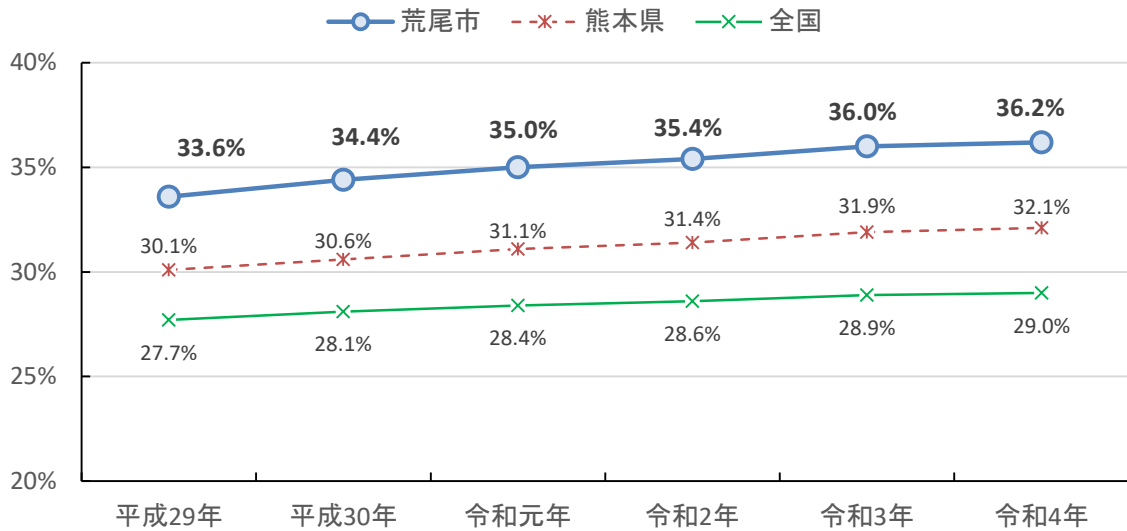


（図表1・2）資料：荒尾市住民基本台帳（各年度9月末日現在）

(2) 高齢化の状況

本市の高齢化率は、国、県の高齢化率より一貫して高く推移しています。(図表 8)
令和4年は36.2%と、全国(29.0%)と比較して7.2ポイント、県(32.1%)と比較して4.1ポイント高い状況です。

図表 8 高齢化率の推移



資料：荒尾市：住民基本台帳（各年度 9月末日現在）
熊本県：総務省統計局推計人口（各年度 10月1日現在）
全 国：総務省統計局推計人口（各年度 10月1日現在）

(3) 障がい者の状況

①障がい者・難病等患者数

本市の障がい者数の状況は、令和5年度現在、身体障がい者（身体障害者手帳交付者）が2,401人、知的障がい者（療育手帳交付者）が711人、精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳交付者）が601人、精神障がい者（自立支援医療[精神通院医療]利用者）が1,064人、難病等患者が617人となっています（図表9）。

図表9 障がい者・難病等患者数（単位：人）

区分	総数	18歳未満	18歳以上	総人口比
身体障がい者 （身体障害者手帳交付者）	2,401	33	2,368	4.8%
知的障がい者 （療育手帳交付者）	711	221	490	1.4%
精神障がい者 （精神障害者保健福祉手帳交付者）	601	19	582	1.2%
精神障がい者 （自立支援医療[精神通院医療]利用者）	1,064	49	1,015	2.1%
難病等患者 （難病医療費助成利用者）	617	0	617	1.2%

資料：障がい者数：荒尾市、難病等患者：有明保健所（令和5年3月31日現在）（単位：人）

※総人口比は、総人口に占める各障がい者・難病等患者総数の割合です。

また、精神障害者保健福祉手帳交付者が自立支援医療[精神通院医療]を利用している場合があるため、（精神障害者保健福祉手帳交付者）と（自立支援医療[精神通院医療]利用者）の合計が、精神障がい者の総数ではありません。

②65歳以上の障がい者・難病等患者数

障がい者及び難病等患者の総数に占める 65 歳以上の割合は、身体障がい者が特に高く 78.1%を占めています。一方、知的障がい者では 8.4%と低くなっています。(図表 10)。

図表 10 65 歳以上の障がい者・難病等患者数 (単位：人)

	総数	65歳未満	65歳以上	65歳以上の 占める割合
身体障がい者 (身体障害者手帳交付者)	2,401	526	1,875	78.1%
知的障がい者 (療育手帳交付者)	711	651	60	8.4%
精神障がい者 (精神障害者保健福祉手帳交付者)	601	466	135	22.5%
精神障がい者 (自立支援医療〔精神通院医療〕利用者)	1,064	809	255	24.0%
難病等患者 (難病医療費助成利用者)	617	236	381	61.8%

資料：障がい者数：荒尾市、難病等患者：有明保健所（令和 5 年 3 月 31 日現在）（単位：人）

※65 歳以上の占める割合は、各障がい者及び難病等患者の総数に占める 65 歳以上の割合です。

また、精神障害者保健福祉手帳交付者が自立支援医療〔精神通院医療〕を利用している場合があるため、(精神障害者保健福祉手帳交付者)と(自立支援医療〔精神通院医療〕利用者)の合計が、精神障がい者の総数ではありません。

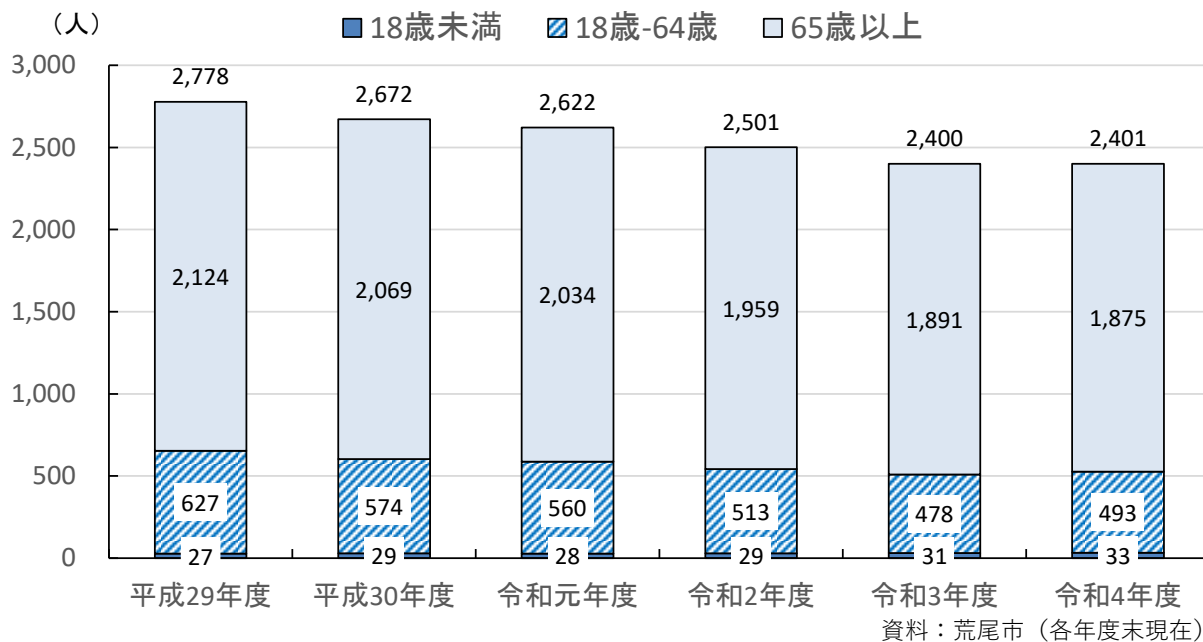
(4) 身体障がい者の状況

①身体障害者手帳交付者数の推移

身体障害者手帳の交付者数は、平成 29 年度以降減少傾向にあります（図表 11）。

令和 4 年度現在で、手帳交付者の総数は 2,401 人で、そのうち 1,875 人が 65 歳以上となっています。

図表 11 身体障害者手帳交付者数の推移（年齢別）



②身体障害者手帳交付者の状況

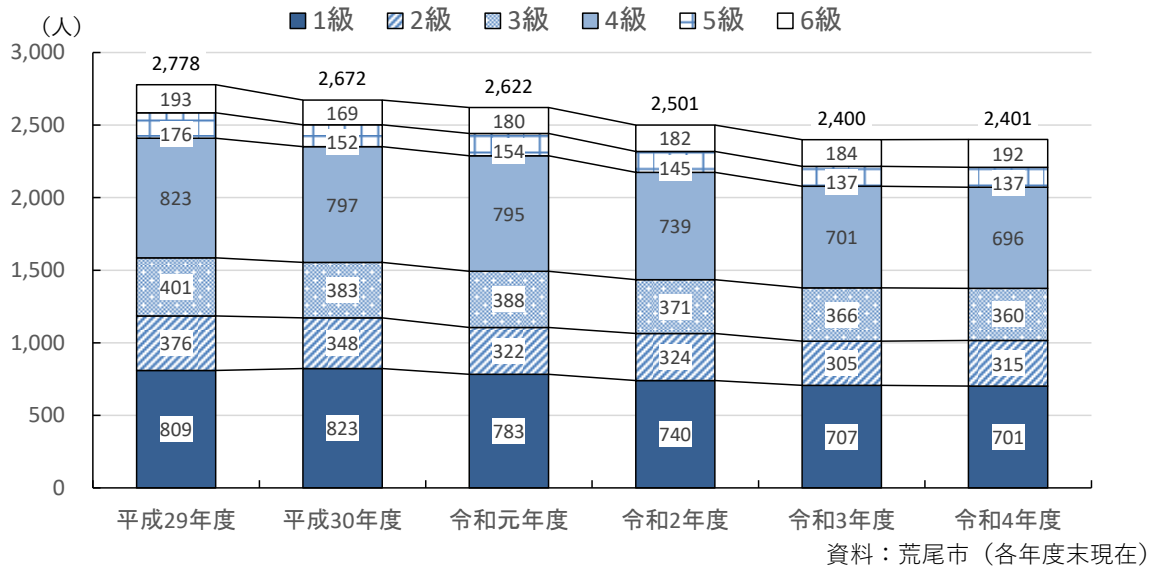
身体障害者手帳交付者数を等級別にみると、1級が最も多く、次いで4級が続きます（図表 12）。

等級別の推移を見ると、平成 29 年度以降、1 級から 5 級は、ほぼ減少傾向で推移している一方、6 級は平成 30 年度以降、微増傾向で推移しています。

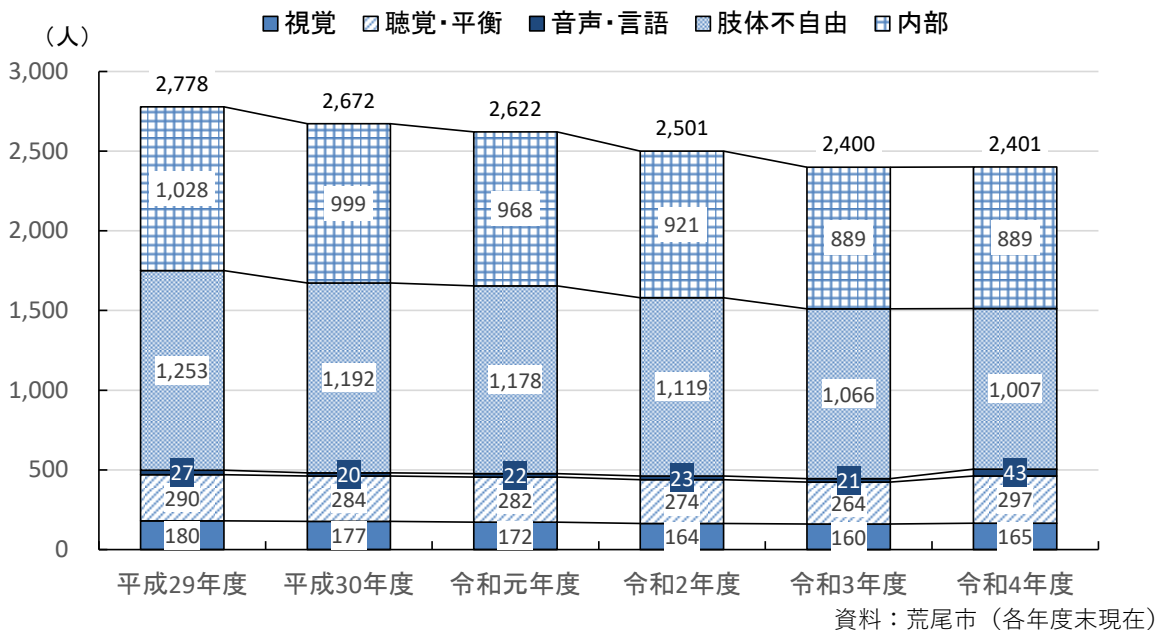
障がいの種類別に手帳の交付者数をみると、肢体不自由、内部障がいが大部分を占めています（図表 13）。

障がいの種類・等級別に手帳の交付者数をみると、視覚障がい、内部障がいでは重度の等級が多くなっています（図表 14）。

図表 12 身体障害者手帳交付者数の推移（等級別）



図表 13 身体障害者手帳交付者数の推移（障がいの種類別）



図表 14 身体障害者手帳交付者数の推移（障がいの種類・等級別）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
総数	701	315	360	696	137	192	2,401
視覚障がい	57	52	10	12	17	17	165
聴覚障がい ・平衡機能障がい	19	61	40	101	2	74	297
音声・言語機能障がい	7	13	14	9	0	0	43
肢体不自由	156	174	185	273	118	101	1,007
内部障がい	462	15	111	301	0	0	889

資料：荒尾市（令和5年3月31日現在）

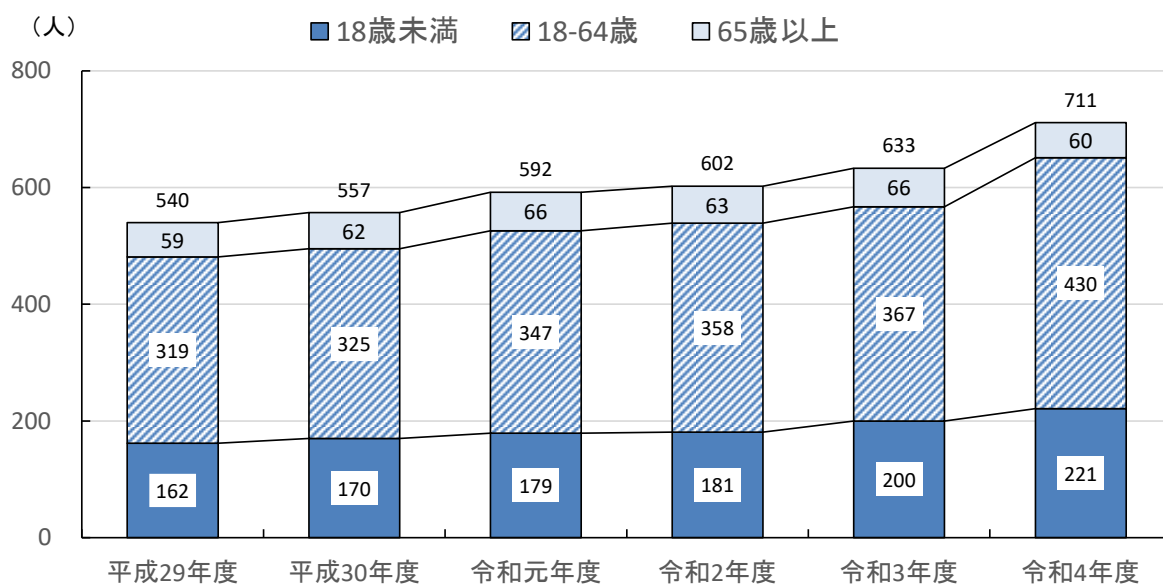
※重複障がい者については、等級は総合等級、障がい区分は主障がいでカウントして記載。

(5) 知的障がい者の状況

①療育手帳交付者数の推移

療育手帳交付者数の推移をみると、総交付者数は平成29年度以降、増加傾向で推移しており、令和4年度現在で711人となっています（図表15）。

図表15 療育手帳交付者数の推移

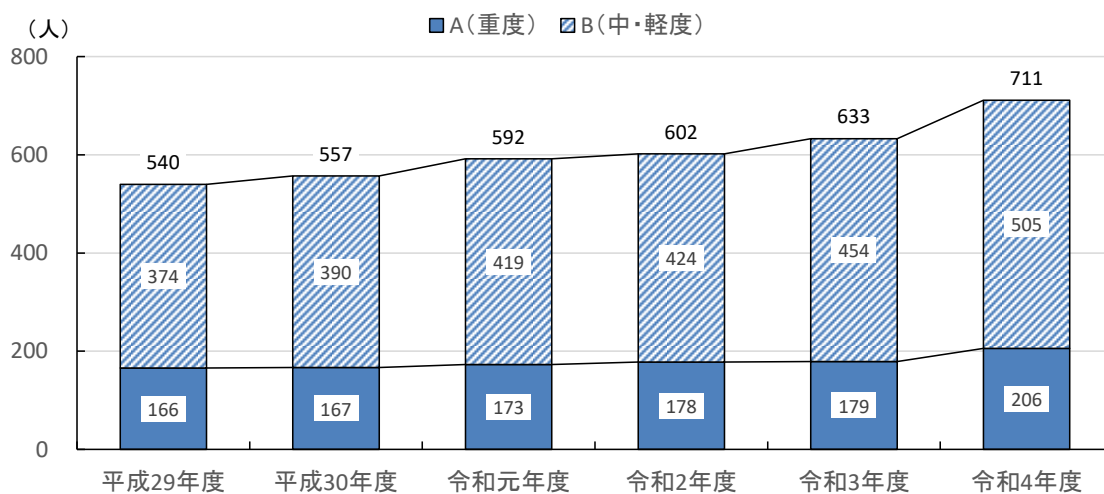


資料：荒尾市（各年度末現在）

②療育手帳交付者の状況

療育手帳交付者の状況を障がい程度別に見ると、平成29年度から令和4年度にかけて、A（重度）は約1.2倍、B（中・軽度）は約1.4倍増加しています（図表16）。

図表16 療育手帳交付者数の推移（障がいの程度別）



資料：荒尾市（各年度末現在）

(6) 精神障がい者の状況

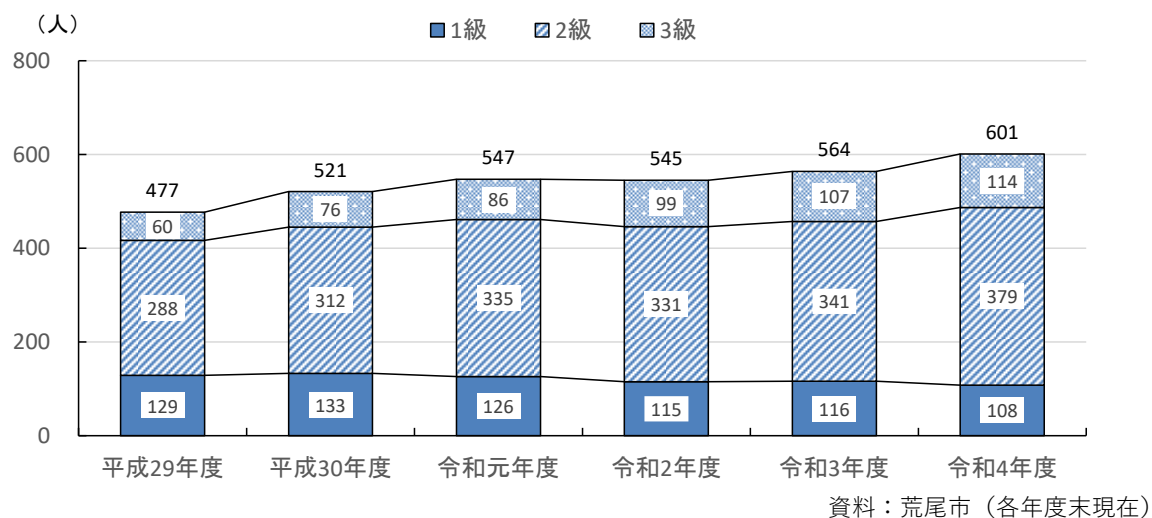
①精神障害者保健福祉手帳交付者の推移

精神障害者保健福祉手帳の交付者数の推移を見ると、平成29年度以降、継続して増加しています（図表17）。

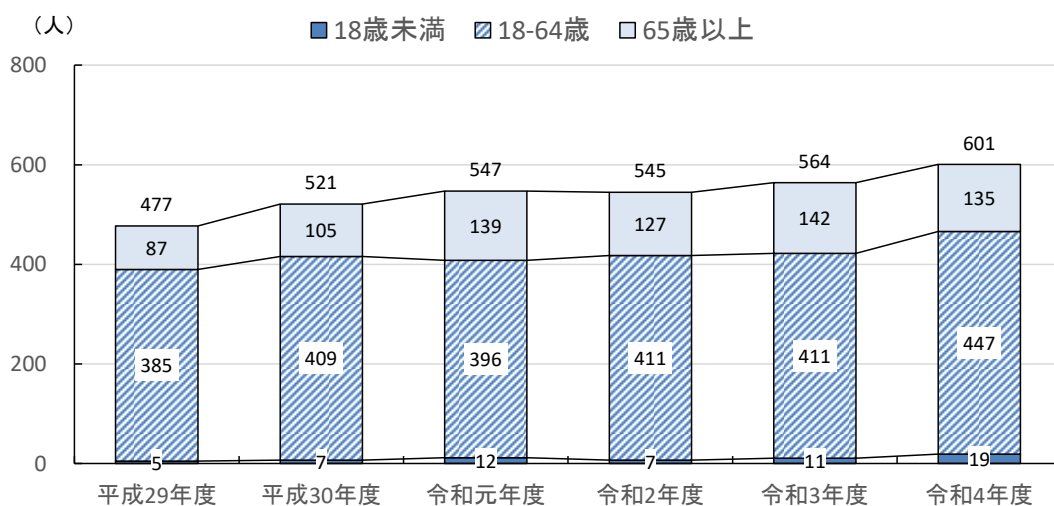
等級別の内訳をみると、2級が最も多く、次いで3級、1級と続きます。

年齢別にみると、18-64歳が最も多く、令和4年度末時点で447人となっています（図表18）。

図表 17 精神障害者保健福祉手帳所持数の推移



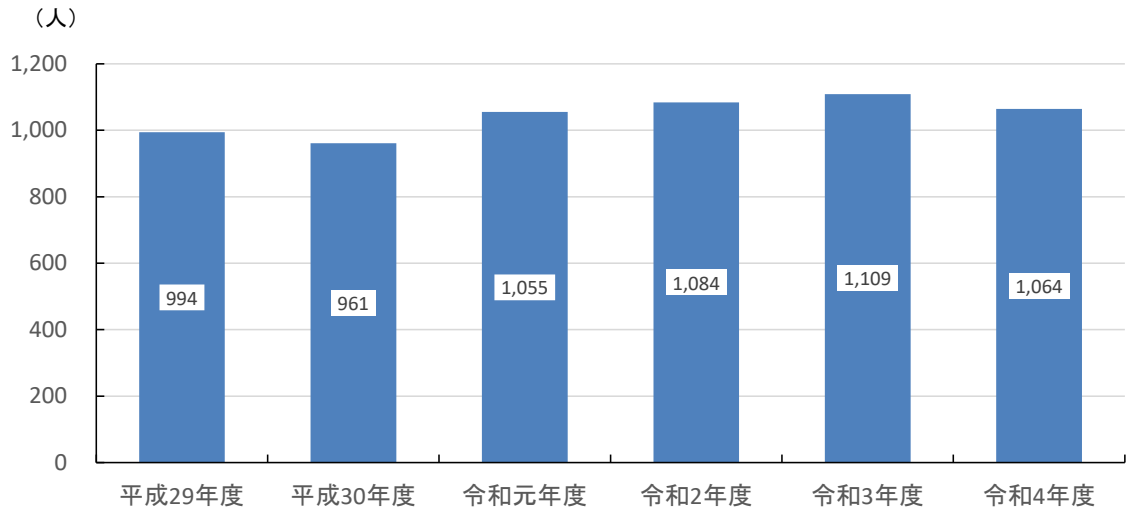
図表 18 精神障害者保健福祉手帳所持数の推移（年齢別）



②自立支援医療（精神通院医療）利用者数の推移

自立支援医療（精神通院医療）の利用者数の推移をみると、多少の増減はあるものの増加傾向で推移しています（図表 19）。

図表 19 自立支援医療（精神通院医療）利用者数の推移



資料：荒尾市（各年度末現在）

(7) 障がい児の就学の状況

本市の特別支援学級は、すべての小中学校（小学校 10 校、中学校 3 校）に設置されており、学級数及び在籍する生徒・児童数は年々増加しています（図表 20）。

通級指導教室の児童・生徒数は、令和 5 年現在、小学校で 36 人、中学校で 9 人となっています（図表 21）。

保育所・認定こども園における障がい児は、令和 5 年 4 月 1 日現在、在籍児総数の 1,590 人に対し 42 人となっており、加配保育士数は 28 人となっています（図表 22）。

特別支援学校の在籍状況は、令和 5 年 4 月 1 日現在、計 77 人となっており、うち、70 人が荒尾支援学校に在籍しています（図表 23）。

図表 20 特別支援学級の状況

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学校	設置校数（校）	10	10	10	10	10
	学級数（学級）	27	29	31	29	32
	児童数（人）	113	116	139	155	169
中学校	設置校数（校）	3	3	3	3	3
	学級数（学級）	10	9	10	13	14
	生徒数（人）	37	35	47	60	63

資料：荒尾市（各年 5 月 1 日現在）

図表 21 通級指導教室の児童生徒数

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学校	40	37	31	32	36
中学校	4	9	13	8	9
合計	44	46	44	40	45

資料：荒尾市（各年 5 月 1 日現在）（単位：人）

図表 22 保育所・認定こども園における障がい児の在籍状況

	3歳未満	3歳	4歳以上	合計
在籍児数	562	303	725	1,590
在籍障がい児数	5	6	31	42
加配保育士数	28			28

資料：荒尾市（令和 5 年 4 月 1 日現在）（単位：人）

図表 23 特別支援学校在籍状況

学校名	幼稚部	小学部	中学部	高等部	合計
荒尾支援学校	0	25	18	27	70
熊本盲学校	0	0	0	1	1
ひのくに高等支援学校	0	0	0	5	5
かがやきの森支援学校	0	0	1	0	1
合計	0	25	19	33	77

資料：荒尾市（令和 5 年 4 月 1 日現在）（単位：人）

2 アンケート調査からみる障がい者の状況

(1) 調査の概要

①調査の目的

障がい者の日常生活の状況や障がい者福祉施策に関する要望等を把握し、計画見直しの基礎資料とするため。

②調査の対象

令和5年6月1日現在、市内在住の身体障がい者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者及び自立支援医療利用者等の中からそれぞれ無作為抽出した1,600人及び精神科病院に入院中の100人。

③調査の方法

郵送による配布、回収。

④調査の期間

令和5年7月5日（水）～令和5年7月24日（月）まで。ただし、令和5年8月15日までに到着した調査票を集計した。

⑤回収結果

		配布数	有効回収数	有効回収率
合 計		1,700 件	753 件	44.3%
	A 票	1,600 件	667 件	41.7%
	身体障がい者	1,000 件	447 件	44.7%
	知的障がい者	350 件	131 件	37.4%
	精神障がい者	250 件	88 件	35.2%
	B 票	100 件	86 件	86.0%

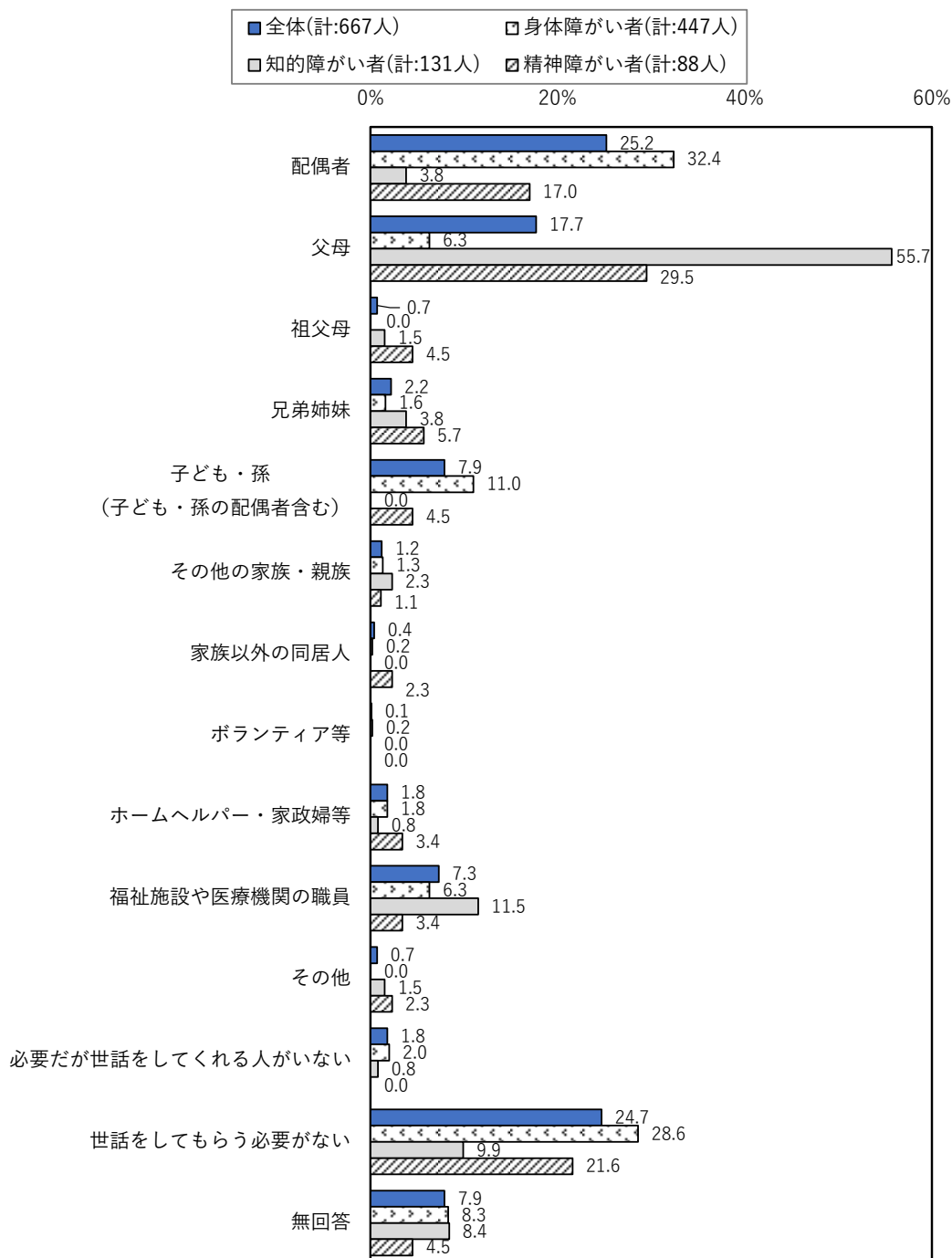
※A票には重複障がい（2つ以上の手帳を所持している人）と障がい種別不明が存在しているため、障がい種別の総和が合計と異なります。

(2) 主な調査結果

①日常生活における介助について

日常生活における介助について、「配偶者」と回答した人の割合が最も高く、25.2%となっています。次いで、「世話をしてもらわない必要がない」(24.7%)、「父母」(17.7%)と続いています。すべての障がい種別で過半数の人については家族が身の回りの世話を担っていることが分かります。特に知的障がい者は67.1%の人の家族が身の回りの世話を担っています。

図表 24 主な介助者

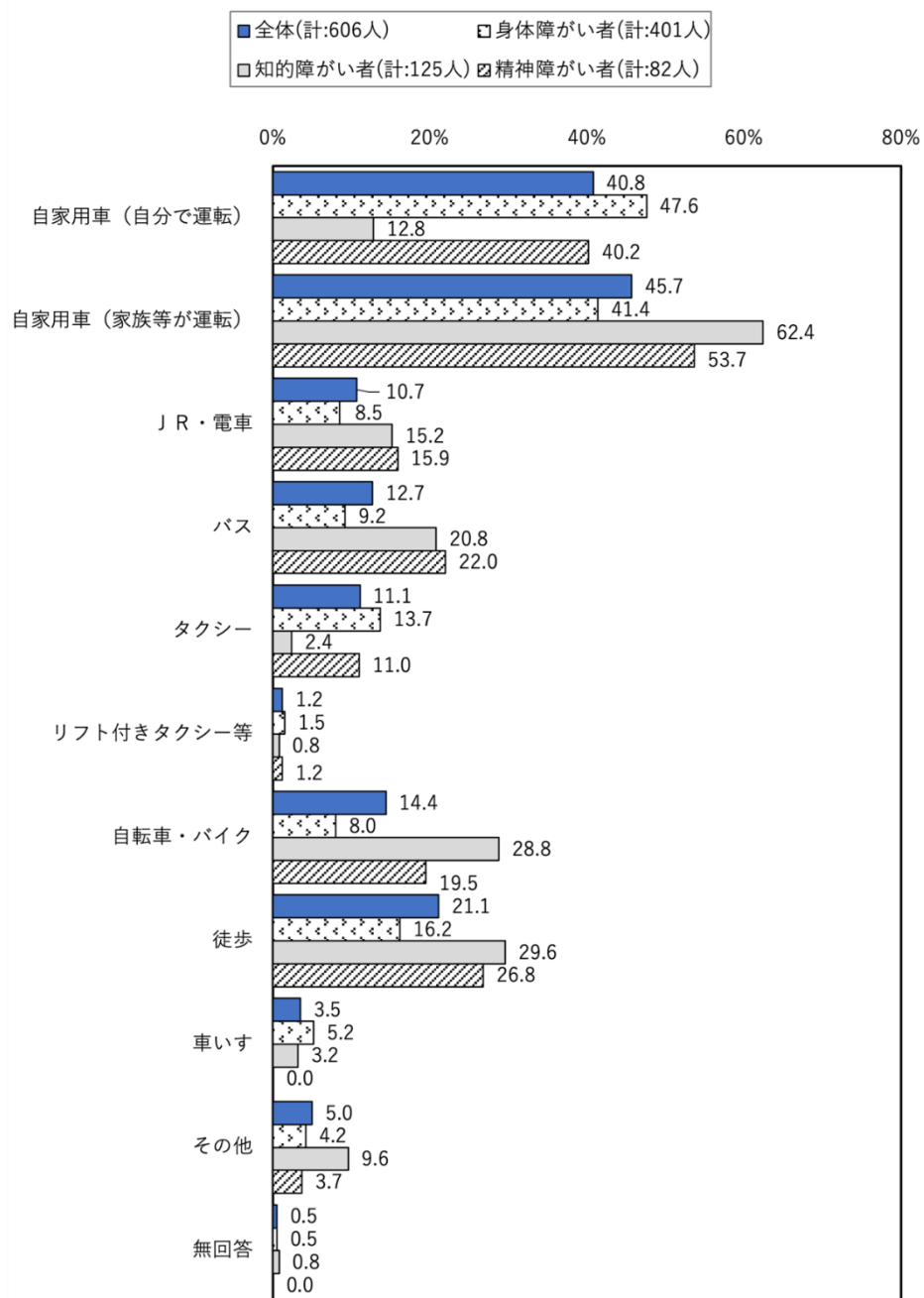


②外出について

年に数回以上の外出をしていると回答した方に、外出のときの移動手段をたずねたところ、「自家用車（家族等が運転）」と回答した人の割合が最も高く、45.7%となっています。次いで、「自家用車（自分で運転）」（40.8%）、「徒歩」（21.1%）と続いています。

知的障がい者は自家用車を自分で運転する人が12.8%と他の障がい種別と比べて少なくなっている一方で、「自転車・バイク」（28.8%）、「徒歩」（29.6%）を利用する人が多くなっています。

図表 25 外出の際の移動手段

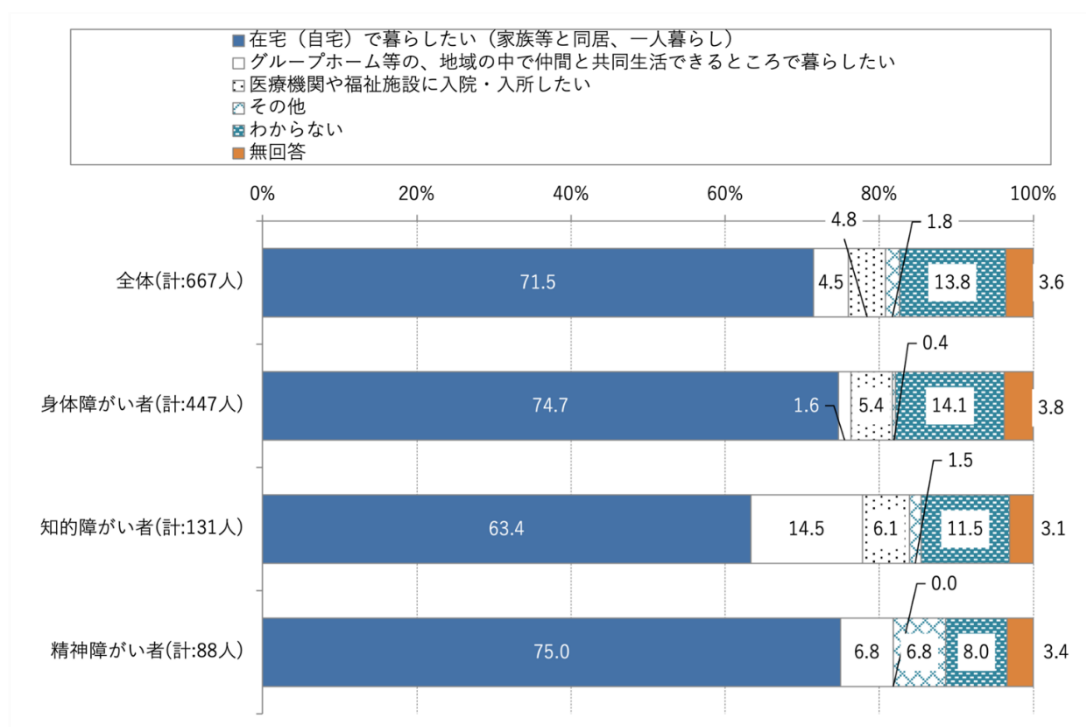


③今後の暮らし方について

今後、どのように暮らしたいかをたずねたところ、「在宅（自宅）で暮らしたい（家族等と同居、一人暮らし）」と回答した人の割合が最も高く、71.5%となっています。次いで、「わからない」（13.8%）、「医療機関や福祉施設に入院・入所したい」（4.8%）と続いています。

知的障がい者は、「グループホーム等の、地域の中で仲間と共同生活できるところで暮らしたい」と回答した人の割合が14.5%となっており、他の障がい種別と比較して高くなっています。

図表 26 今後の暮らし方の希望

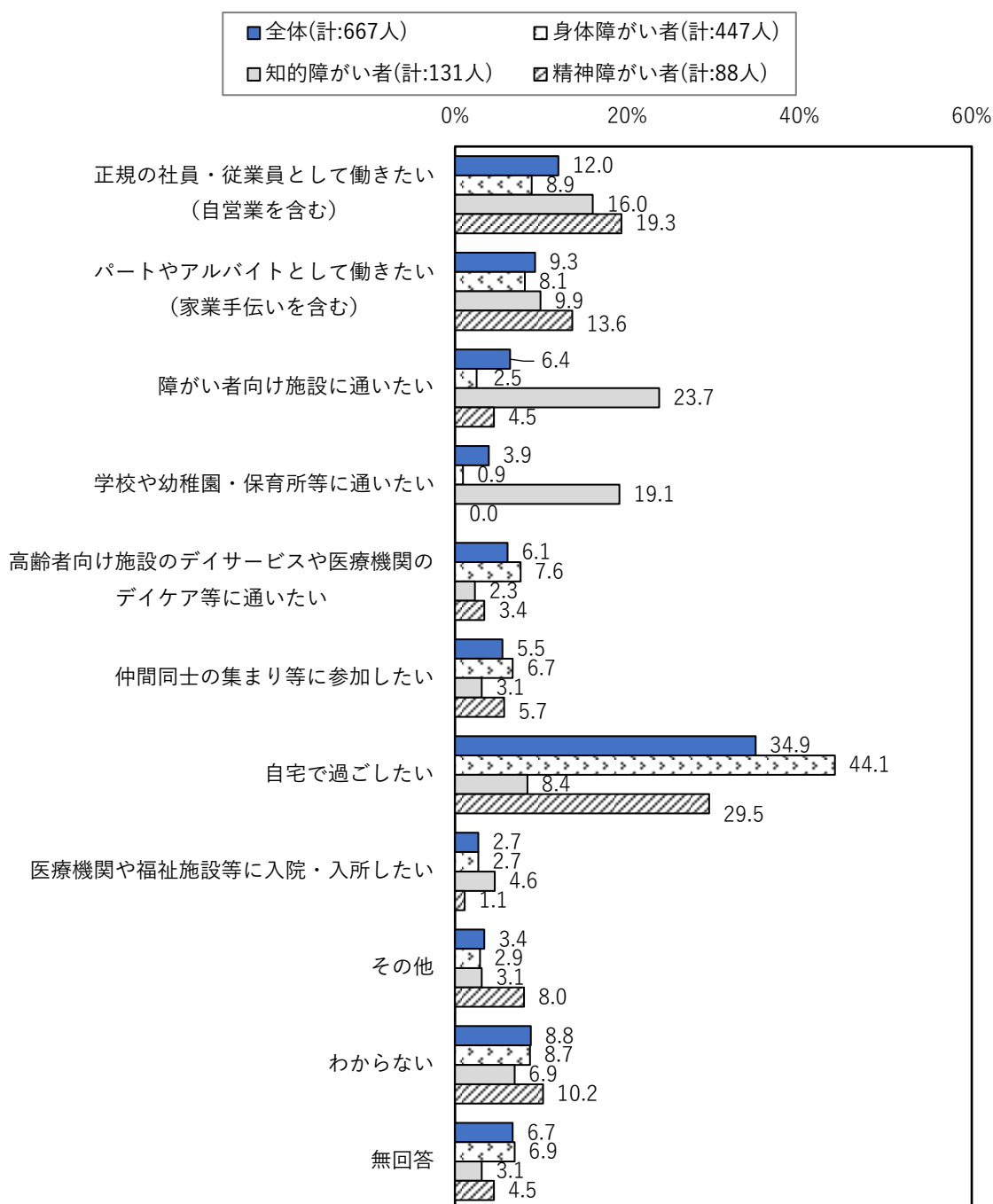


④日中の過ごし方の希望について

今後、日中、主に何をして過ごしたいかをたずねたところ、「自宅で過ごしたい」と回答した人の割合が最も高く、34.9%となっています。次いで、「正規の社員・従業員として働きたい（自営業を含む）」（12.0%）、「パートやアルバイトとして働きたい（家業手伝いを含む）」（9.3%）と続いています。

内訳をみると、身体・精神障がい者の「自宅で過ごしたい」割合が高いのに対し、知的障がい者は「障がい者向け施設に通いたい」割合が一番高くなっています。

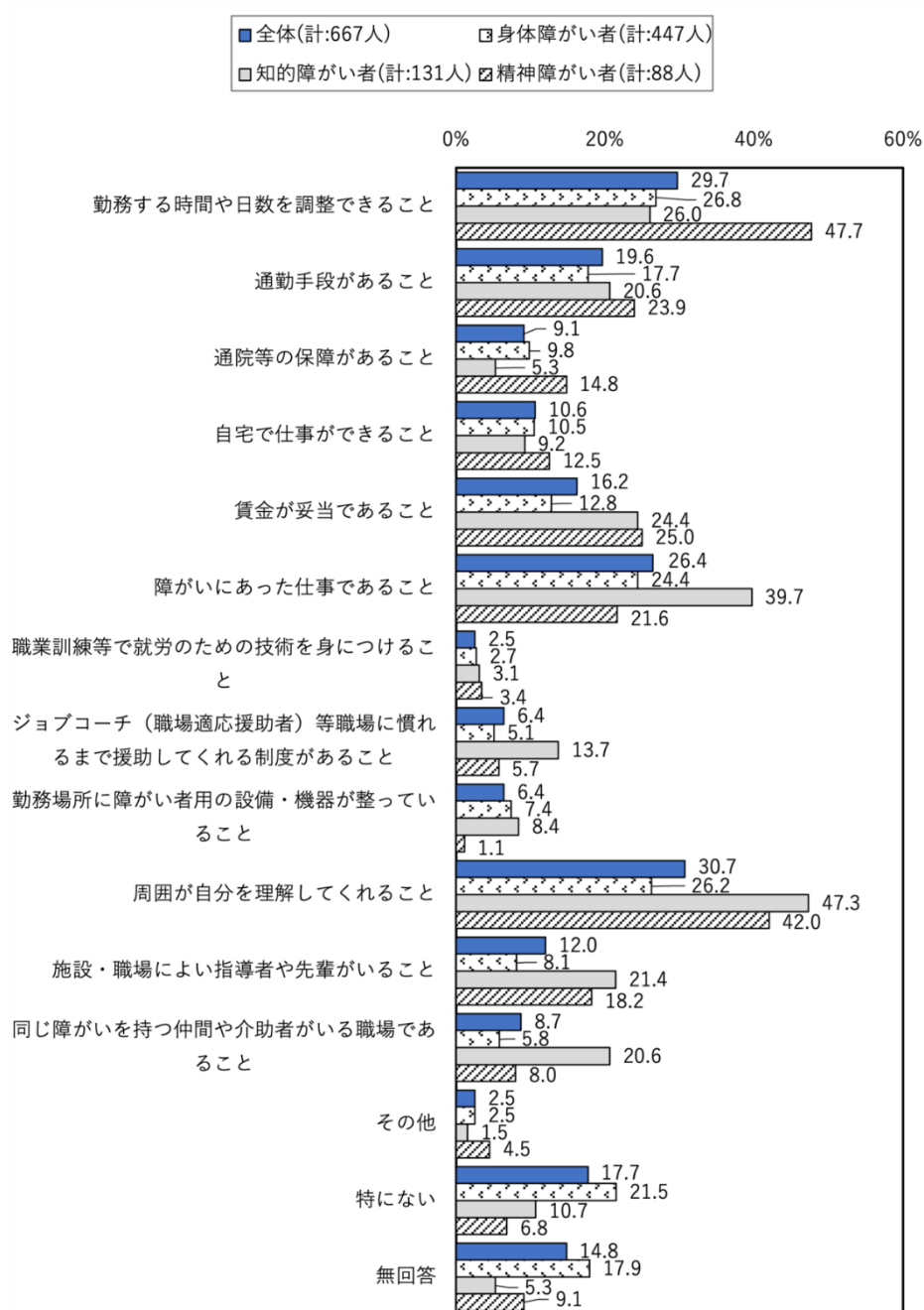
図表 27 日中の過ごし方に対する希望



⑤就労に必要な環境整備について

障がい者が働くためには、どのような環境が整っていることが大切だと思いますかとたずねたところ、「周囲が自分を理解してくれること」と回答した人の割合が最も高く、30.7%となっています。次いで、「勤務する時間や日数を調整できること」(29.7%)、「障がいにあった仕事であること」(26.4%)と続いています。

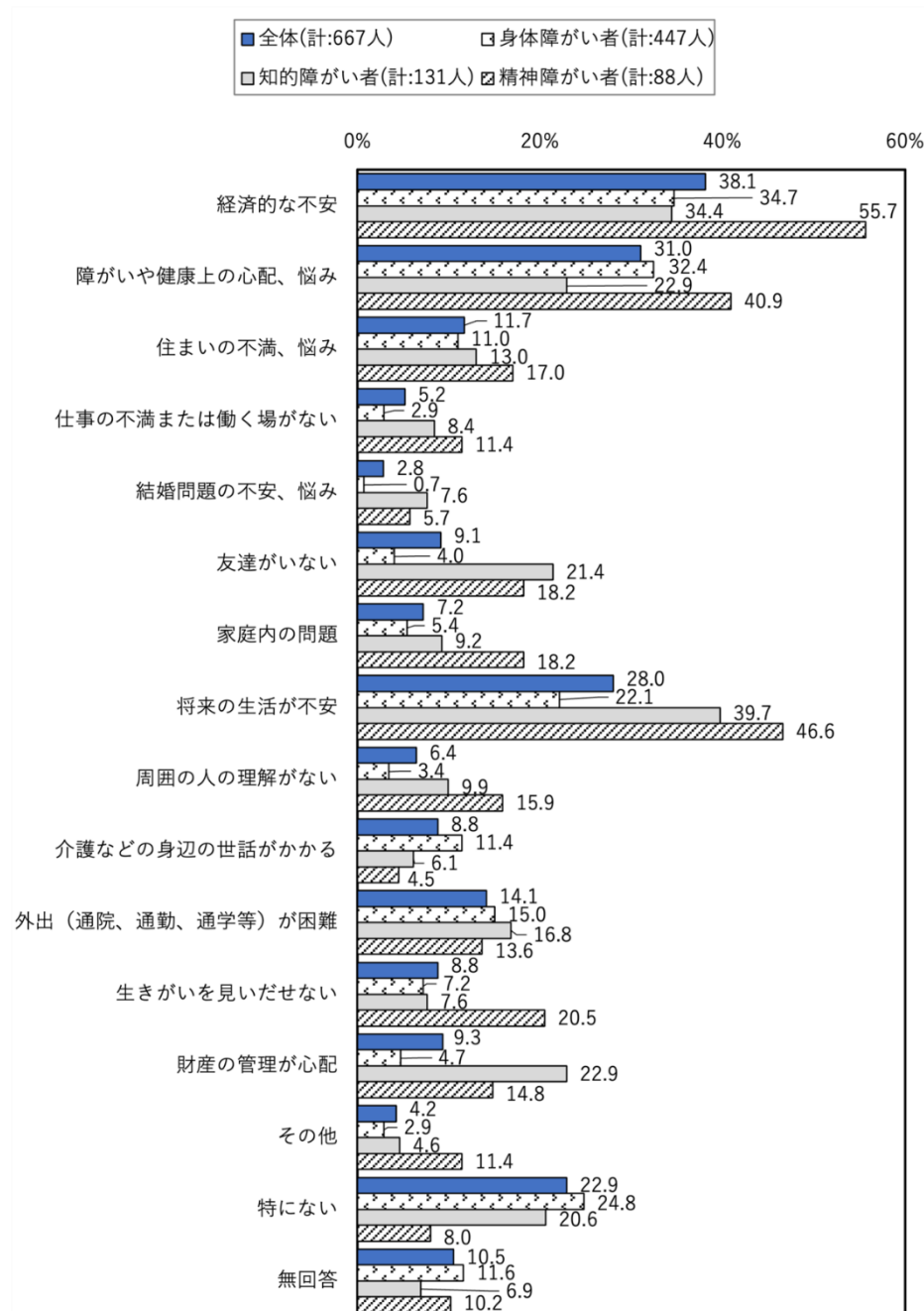
図表 28 障がい者の就労のために必要だと思うこと



⑥生活上の困りごとや不安・悩みについて

現在の生活の中で困っていることや、将来に対する不安・悩み等がありますかとたずねたところ、「経済的な不安」と回答した人の割合が最も高く、38.1%となっています。次いで、「障がいや健康上の心配、悩み」(31.0%)、「将来の生活が不安」(28.0%)と続いています

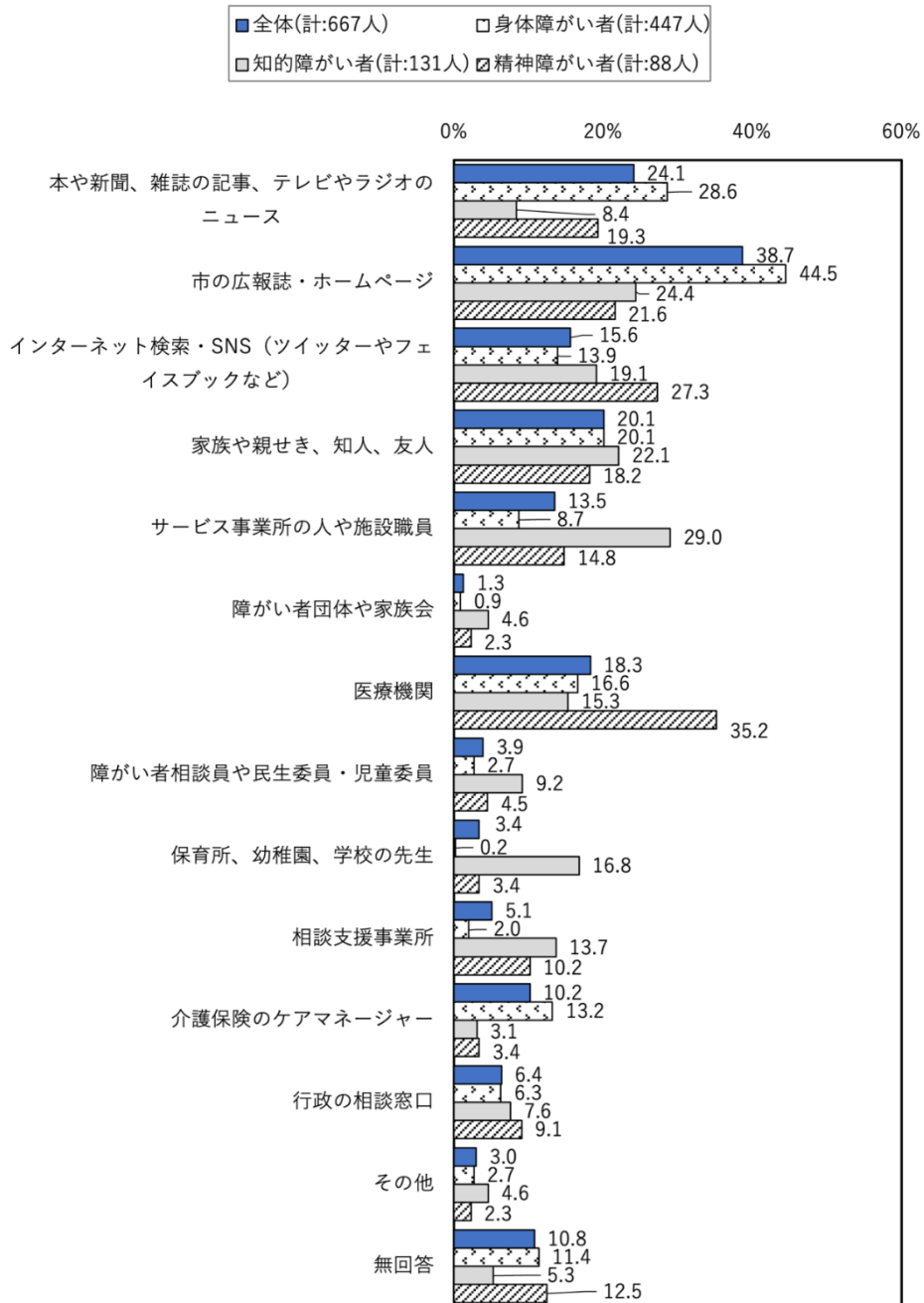
図表 29 現在の生活の中で困っていることや、将来に対する不安・悩み等



⑦福祉サービスなどに関する情報の入手方法について

福祉サービスなどに関する情報をどこから知ることが多いかをたずねたところ、「市の広報誌・ホームページ」と回答した人の割合が最も高く、38.7%となっています。次いで、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」(24.1%)、「家族や親せき、知人、友人」(20.1%)と続いています。

図表 30 福祉サービス等の情報の入手方法について



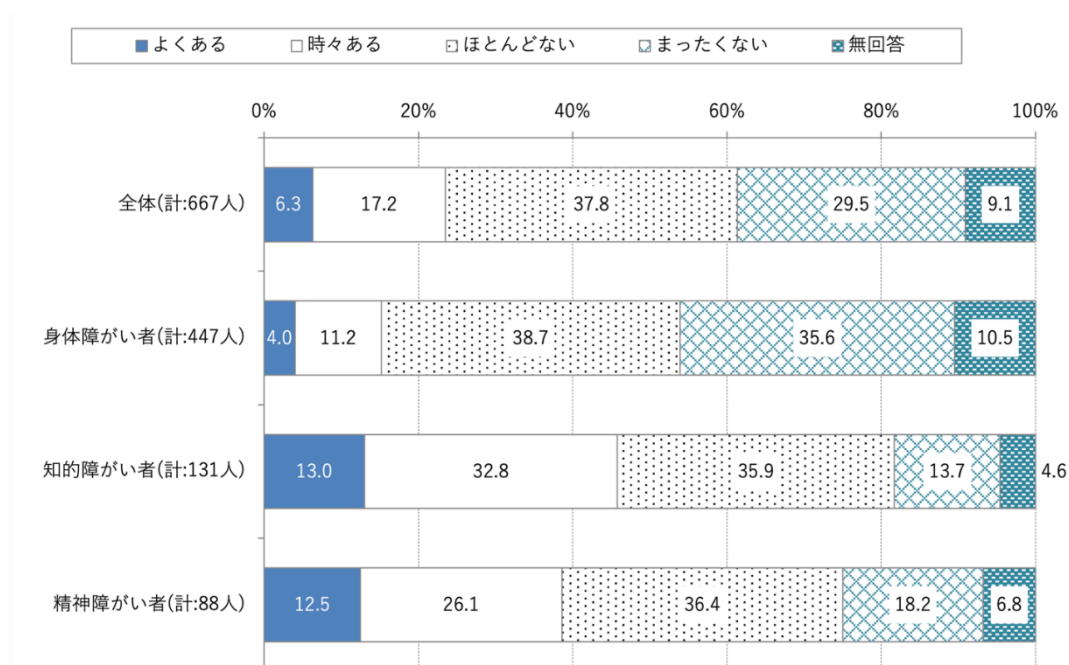
⑧差別について

差別を受けたりいやな思いをした経験についてたずねたところ、「ほとんどない」と回答した人の割合が最も高く、37.8%となっています。次いで、「まったくない」(29.5%)、「時々ある」(17.2%)と続いています(図表 31)。

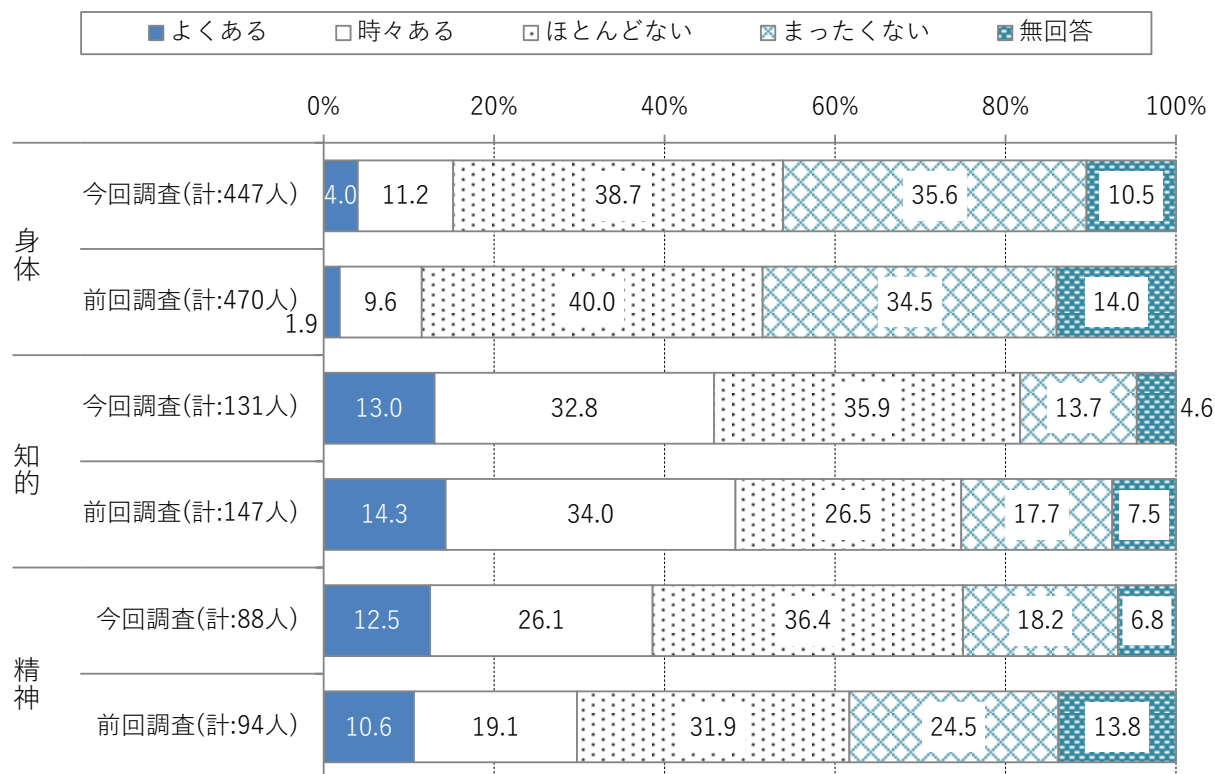
「よくある」または「時々ある」と回答した人の割合は知的障がい者が45.8%、精神障がい者が38.6%となっています。

平成29年に実施した調査(以降、前回調査という。)と結果を比較すると、差別を受けたりいやな思いをした経験について、「よくある」または「時々ある」と回答した人の割合は、知的障がい者で2.5ポイント減少しているものの、身体障がい者と精神障がい者では増加しています(図表 32)。

図表 31 障がいを理由とした差別や嫌な経験の有無



図表 32 障がいを理由とした差別や嫌な経験の有無（前回調査との比較）

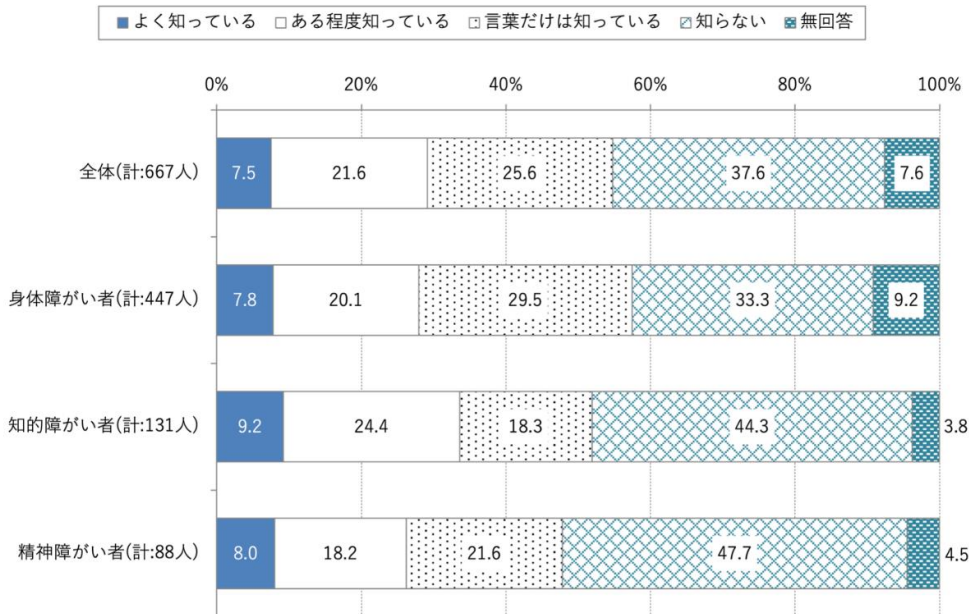


⑨成年後見制度の認知度

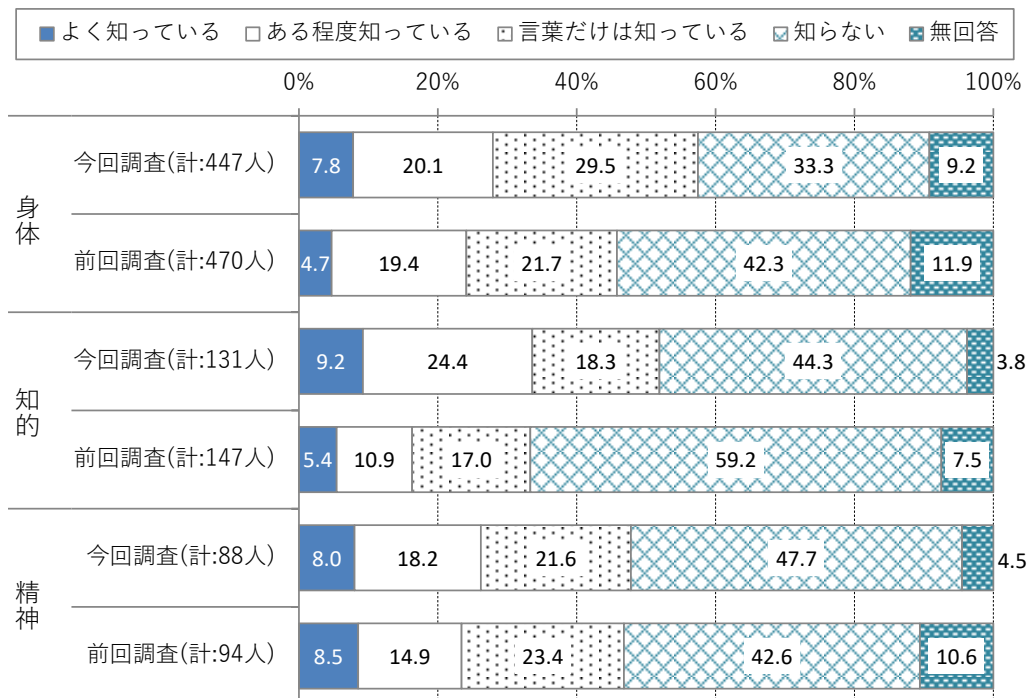
成年後見制度を知っていますかとたずねたところ、「知らない」と回答した人の割合が最も高く、37.6%となっています。次いで、「言葉だけは知っている」(25.6%)、「ある程度知っている」(21.6%)と続いています(図表 33)。

前回調査と結果を比較すると、いずれの障がい種別でも「よく知っている」「ある程度知っている」と回答した人の割合は高くなっており、特に知的障がい者では17.3ポイント増加しています(図表 34)。

図表 33 成年後見制度の認知度



図表 34 成年後見制度の認知度 (前回調査との比較)

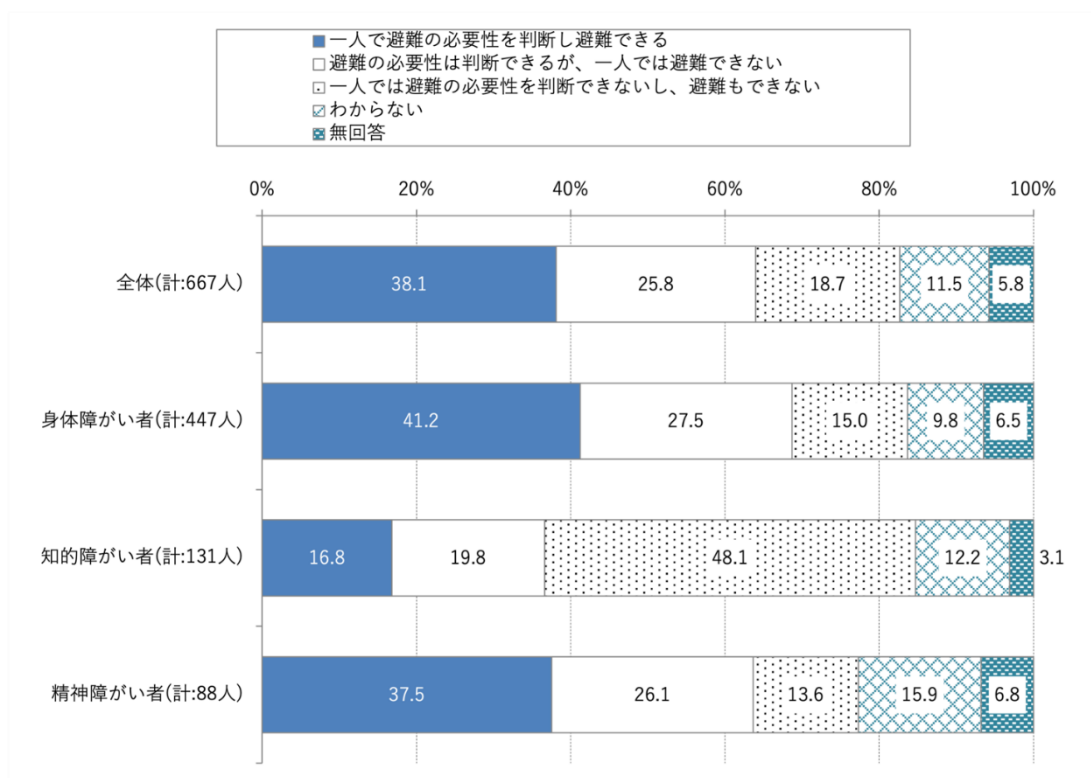


⑩災害時の避難について

災害時（台風や地震等）に一人で避難の必要性を判断し、避難場所まで避難することができますかとたずねたところ、「一人で避難の必要性を判断し避難できる」と回答した人の割合が最も高く、38.1%となっています。次いで、「避難の必要性は判断できるが、一人では避難できない」（25.8%）、「一人では避難の必要性を判断できないし、避難もできない」（18.7%）と続いています。

「一人で避難の必要性を判断し避難できる」と回答した人の割合は、知的障がい者が16.8%となっており、他の障がい種別と比較して相対的に低くなっています。

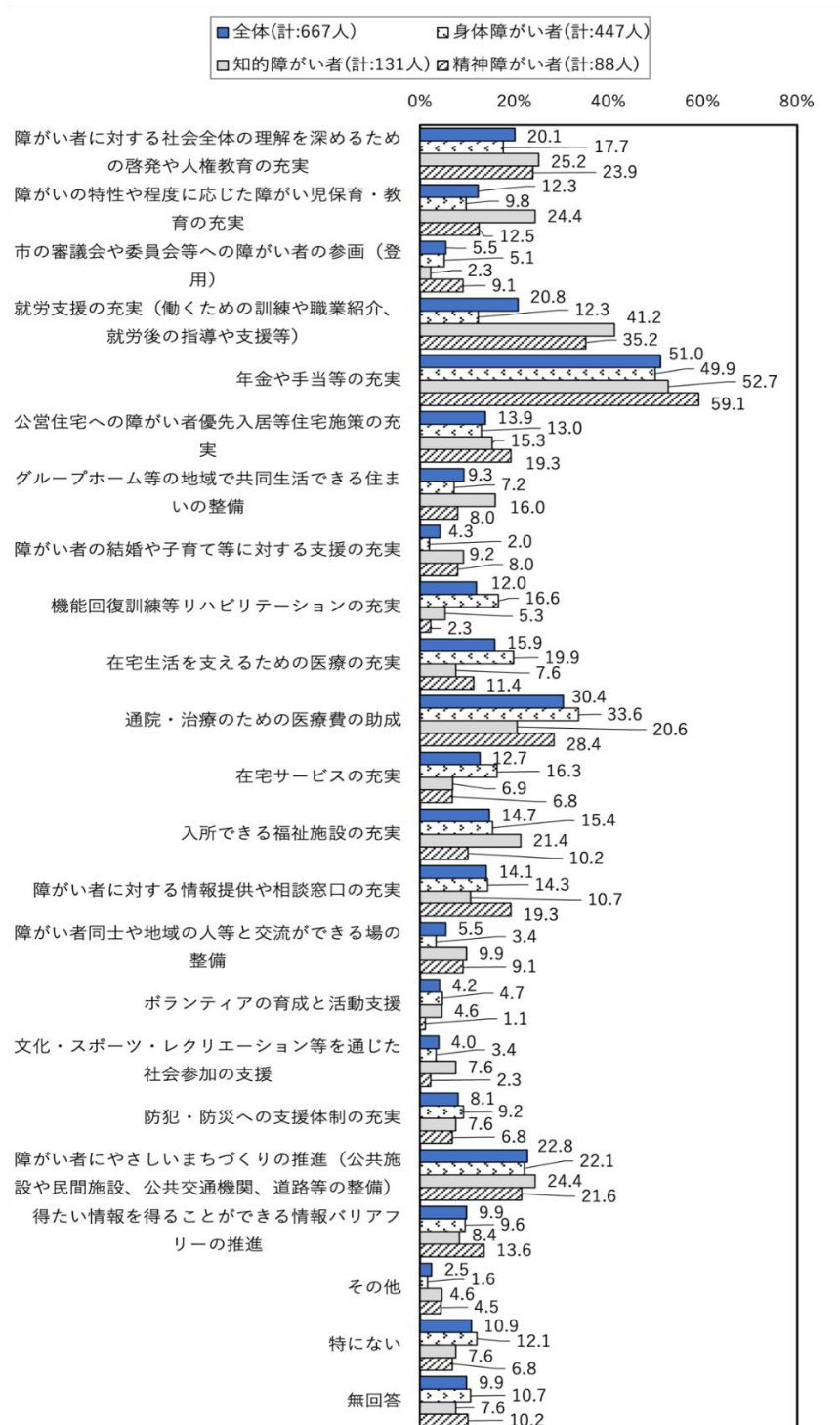
図表 35 災害時に一人で避難できるか



⑪障がい者施策として充実すべきことについて

障がい者に対する支援として、行政（国・県・市）はどのようなことを充実すべきだと思いますかとたずねたところ、「年金や手当等の充実」と回答した人の割合が最も高く、51.0%となっています。次いで、「通院・治療のための医療費の助成」（30.4%）、「障がい者にやさしいまちづくりの推進（公共施設や民間施設、公共交通機関、道路等の整備）」（22.8%）と続いています。

図表 36 障がい者に対する支援として充実すべきだと思うこと



3 ヒアリング調査からみる障がい者の状況

(1) 調査の概要

調査の目的	本調査は、障がい者を取り巻く現状・課題ならびに今後の団体の考えや方向性等を把握し、荒尾市障がい者計画・荒尾市障がい福祉計画策定の基礎資料とするため実施したものです。
調査対象	荒尾市内の障がい者支援・当事者団体（6団体）
調査期間	令和5年8月2日から令和5年8月4日
調査方法	郵送による調査票の事前配布配布及び調査票に基づいた聞き取り調査

(2) 活動を行う上での課題について

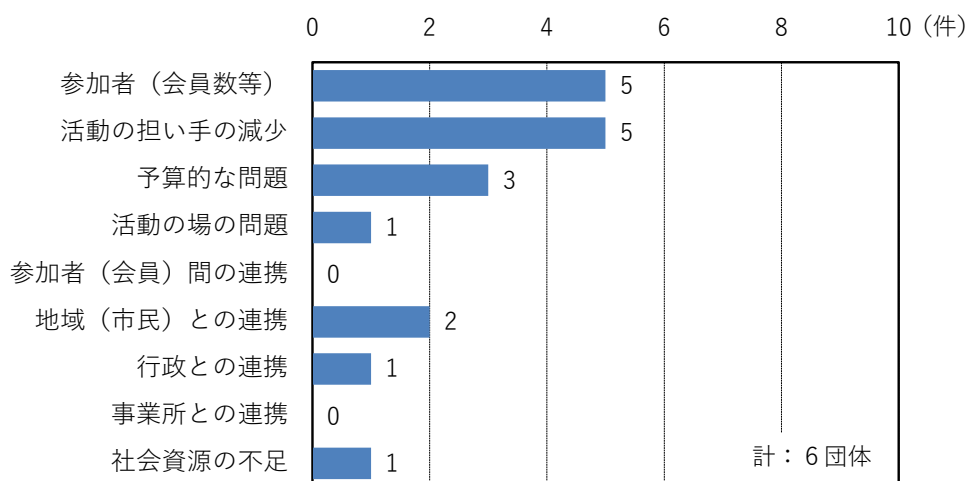
活動を行う上での問題点・課題について尋ねたところ、「参加者（会員数等）」「活動の担い手の減少」と回答した団体が6団体中5団体となっています。その他、「予算的な問題（3件）」「地域（市民）との連携（2件）」と続きます。

課題について具体的な内容を尋ねたところ、人手不足については、高齢化の影響によるものであるとの回答があがりました。

その他、活動資金に関する課題、コミュニケーション時の配慮を求める回答などがあがっています。

また、団体の活動における問題点・課題の解決に向けて取り組んでいることとして、会員獲得のためのイベント等の開催や啓発活動の実施、団体の概要や活動に対する周知啓発活動に取り組んでいるといった回答が多くあがりました。

図表 37 活動を行う上での課題



(3) 荒尾市における障がい者福祉に関する課題

本市の障がい福祉に関する課題について尋ねたところ、意思疎通支援事業や地域移行を進めるための支援の充実を求める意見がありました。

その他、親亡き後の相談先や市民の障がい者に対する理解が不十分であると感じるとの回答が上がっています。

(4) これからの障がい者支援のあり方について

荒尾市における障がい者に関わる課題を解決していくために取り組んでいくべきこととして、行政に対し、情報アクセシビリティ[※]の向上に関する意見や、市職員等の教育研修に対する意見等、さまざまな意見があがりました。

(5) 障がい者に対する差別に関することについて

活動を通して、障がい者に対する差別に関することを見聞きしたり、相談を受けることがあったかをたずねたところ、差別は根強くあると感じるが、以前に比べるとよくなってきているという意見があがっています。

一方で、地域活動や外出先でのトラブル、強引な訪問販売など、障がい者の権利を侵害するような事案について回答があがりました。

4 第3次荒尾市障害者計画の成果目標の達成状況

第3次計画では、8つの基本的方向ごとに成果目標を定め、各種取組を行っています。成果目標の達成状況は以下のとおりです。

成果指標		目標値	前回計画策定時 (H28年度)	現状値 (R4年度)
1	まちづくり市民アンケート調査における「障がいへの理解や関心がある」とする割合	50%	調査項目無し	21.80%
2	手話通訳者派遣事業における手話通訳者の派遣件数	100件	54件	50件
3	福祉施設入所者の地域生活への移行者数	3人	2人	0人
4	巡回支援専門員による巡回回数	100回	51回	191回
5	「地域定着支援」及び「自立生活援助」サービスの利用者数	地域定着支援3人	地域定着支援0人	地域定着支援0人
		自立生活援助4人	サービスなし	自立生活援助0人
6	福祉施設利用者の一般就労への移行者数	12人	9人	19人
7	移動支援事業の延べ利用時間数	1,260時間	996時間	614時間
8	避難行動要支援者※名簿の登録者数	1,400人	1,098人	808人

【まとめ】

市民の、障がいへの理解・関心の度合いについて継続して把握するため、まちづくり市民アンケートに調査項目を設けました。「理解や関心がある」と回答した人の割合は21.8%ですが、「どちらかといえば理解や関心がある」と回答した人も含めると87.0%です。

巡回支援専門員による保育園・幼稚園への巡回回数は目標を大きく上回っています。巡回訪問により、発達が気になる子どもへの早期対応が図られています。

その一方で、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う、外出自粛等の影響もあり、福祉施設入所者の地域生活への移行や移動支援事業の利用時間数については、目標達成となりませんでした。

今後も、障がいの理解を深めるための啓発活動や、障がい福祉サービスの周知を図っていきます。

第3章 計画の基本理念と体系

1 計画の基本理念

本計画では、市民一人ひとりが障がいのあるなしに関わらず等しく基本的人権を有するかけがえのない個人として尊重され、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

そのため、障がい者が、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき、社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に主体的に参加できるような仕組みづくりに努めます。

加えて、障がい者が社会生活を営むうえで妨げとなる社会的な障壁を除去するために、市民及び地域、団体、事業者、行政等が共に取り組む障がい者施策の基本的な方向を定め、誰もが地域で安心して暮らすことができる環境づくりに努めます。

この考え方にに基づき、本計画の基本理念を、「障がい者もない人も、つながり、支え合い、いきいきと暮らすことができるまちづくり」とします。

【基本理念】

障がい者もない人も、つながり、支え合い、 いきいきと暮らすことができるまちづくり

2 計画の基本的な視点

本計画に基づく施策の推進にあたっては、第3次計画の考え方を継承し、SDGsの趣旨を踏まえ、下記のとおり施策横断的な基本的な視点を設定し、重点的に取り組みます。

(1) 共に生きる社会

障がい者が社会、経済、文化その他のあらゆる活動に主体的に参加するためには、社会全体が障がい者と共に生きる環境づくりが必要です。そのためには、地域社会全ての人が、障がいの特性や適切な配慮等、理解を深めることが重要で、これにより障がい者とない人が共につながり、支え合い、一人ひとりが生きがいをもって生活できるようにすることを目指します。

(2) アクセシビリティ向上

障害者権利条約では、障がい者を「障害がある者であって、障害と社会的障壁^{*}により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義しており、障がい者が経験する困難や制限が、障がい者個人の障がいと社会的な要因の双方に起因するという、いわゆる「社会モデル」の視点が示されています。障がい者とない人が同じ地域社会でともに暮らし、学び、働く共生社会の実現のためには、公共施設のバリアフリー^{**}化や障がい者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上、意思表示・コミュニケーションを支援するためのサービス・介助者等の人的支援等による環境整備と、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供を両輪として社会のあらゆる場面で障がい者のアクセシビリティ向上を図ることが重要です。障がい者が地域で安心して暮らすことができるよう、アクセシビリティ向上の視点を取り入れた施策の充実を図ります。

(3) 障がい特性等に配慮したきめ細やかな支援

障がいの特性、状態、生活実態等に応じた個別的な支援の必要性を踏まえて、障がい者のみならず、家族等にも寄り添った、きめ細やかな支援の充実を図ります。障がい者が多様なライフステージに対応した適切な支援を受けられるよう、教育、スポーツ、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。

3 計画の体系

基本理念の実現に向けて、次のとおり8つの基本的方向を設定し、(1)共に生きる社会、(2)アクセシビリティ向上、(3)障がい特性等に配慮したきめ細やかな支援を施策横断的な基本的な視点とし、各施策について取り組みます。



第4章 施策の具体的内容

1 理解促進・広報啓発の推進

社会のあらゆる場面における障がいを理由とする差別の解消を進めるためには、障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もがお互いの人格と個性を尊重し、支え合う差別のない社会を目指す必要があります。

障がいや障がい者に対する誤った認識は誤解や偏見を生み、障がい者が社会に参加する上での大きな障害要因となります。

あらゆる場面を通じて障がいや障がい者について理解の促進を図り、障がいや障がい者に対する差別や偏見を解消していくため、障がいを理由とする差別解消の推進や権利擁護の推進及び虐待の防止のための取り組みや、広報啓発活動の推進、ボランティア活動の推進の取り組みを推進していきます。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)	出典
障がいへの理解や関心がある市民の割合の増加 ^{※1}	87.0%	95.0%	まちづくりアンケート
成年後見制度利用支援事業助成件数の増加	1件	5件	福祉課
障がい福祉ボランティアのゲストティーチャー派遣件数(累計)	2件	20件	荒尾市社会福祉協議会

(1) 障がいを理由とする差別解消の推進

【現状と課題】

平成25年6月に制定された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)では、障がい者もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会の実現を目指しており、行政機関による障がいを理由とする差別の禁止や障がい者に対する合理的配慮の提供が求められています。

令和3年5月に障害者差別解消法が改正され、令和6年4月から、これまで民間の事業者において「努力義務」とされていた合理的配慮の提供が、国や地方公共団体などと同様に「義務」とされることとなりました。

本市では、平成28年に「荒尾市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を策定し、荒尾市が事務又は事業を行うに当たり、障がいを理由とする不当な差別的扱いにより障がい者の権利利益を侵害することがないように、市職員が適切に対応す

※1 まちづくりアンケートで「理解や関心がある」「どちらかといえば理解や関心がある」と回答した割合。

るために必要な事項を示し、実践しています。

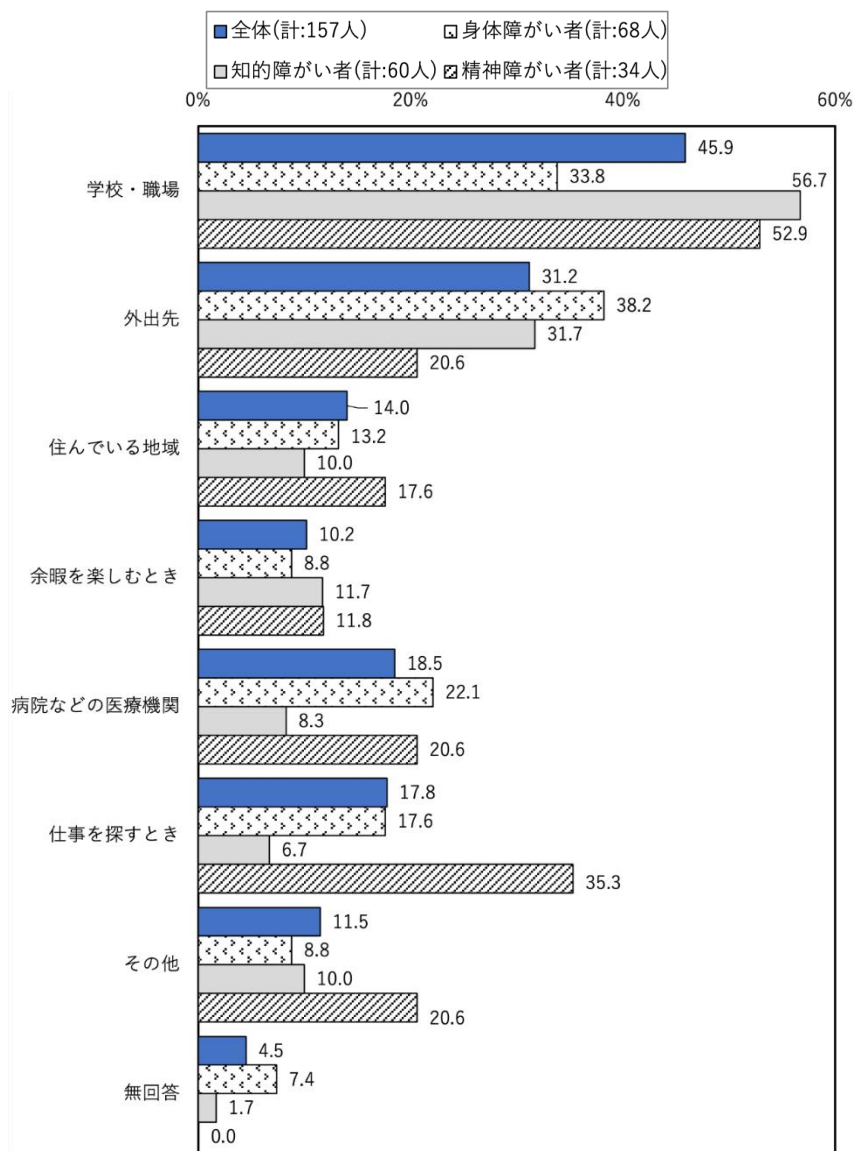
令和5年度に実施した障がい福祉に関するアンケート調査によると、これまでに、障がいがあるため、差別やいやな思いをしたことが「よくある」または「時々ある」と回答した人の割合は全体の23.5%となっており、特に知的障がい者と精神障がい者で差別を経験したことのある人の割合が高くなっていることが分かります（30 ページ図表 31 参照）。

また、どのような機会に、障がい者への差別や偏見があると感じるかを尋ねたところ、「学校・職場」と回答した人の割合が最も高く45.9%、次いで、「外出先」（31.2%）、「病院などの医療機関」（18.5%）と続いています（図表 38）。

精神障がい者は、「仕事を探すとき」と回答した人の割合が35.3%と他の障がい種別と比べて高くなっており、本市における障がい者に対する理解は、十分とはいえない状況です。

あらゆる場面での差別がなくなるよう、啓発・広報活動を継続的に行い、障がいや障がい者についての正しい理解を促す必要があります。

図表 38 障がいを理由とした差別や嫌な経験をした場所



【施策の内容】

①障がいを理由とする差別の解消の推進

具体的取組	担当部署
広報紙やホームページ、パンフレットの配布、出前講座等を通じて、障害者差別解消法改正に伴う合理的配慮の義務化に関する周知に努めます。	福祉課
「理解促進研修・啓発事業」を活用したセミナーや講演会等のイベントを実施し、障害者差別解消法等の障がいに関する理解促進を図ります。	福祉課
荒尾市健康福祉まつりや防災フェスタなど、市主催のイベントにおいて、障がい者団体の紹介コーナーや手話・点字・朗読ボランティア団体による体験ブースを設置し、市民の障がいに関する理解促進に努めます。	福祉課
有明圏域2市4町で構成する「有明圏域障がい者と共に生きる支援協議会」において、障がいを理由とする差別に関する情報交換や研修会、障がい者からの相談・事例を踏まえた協議を行い、障がいを理由とする差別の解消に努めます。	福祉課

②本市における合理的配慮の充実

具体的取組	担当部署
障がいに関する理解を深めるとともに適切な対応方法を習得するため、市職員の研修を継続して実施します。また、荒尾支援学校と連携し、実習等の受入を行います。	福祉課 総務課
事務や事業の実施に当たって、「荒尾市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を順守し、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の提供を行います。	福祉課

(2) 権利擁護の推進及び虐待の防止

【現状と課題】

すべての住民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合える社会を実現するためには、あらゆる場面における障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組むだけでなく、障害者虐待防止法に基づく障がい者虐待の防止や判断能力やコミュニケーション能力に障がいがある人の権利や財産などを守る取り組みを進めていく必要があります。

特に判断能力やコミュニケーション能力に障がいがある知的障がい者や精神障がい者は、財産管理や生活上のさまざまな権利侵害を受けることが想定されるため、これらの障がい者の権利や財産などを守る取り組みが必要です。また、障がい者の場合は、親亡き後の地域生活において、権利擁護及び財産管理支援は必要不可欠です。このような障がい者等の財産や権利を守るための制度として、「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）」があります。これらの制度の普及啓発を行う目的で令和2年4月に荒尾市社会福祉協議会に委託し、荒尾市権利擁護推進センター※（成年後見制度の中核機関）を開設しています。

アンケート調査によると、成年後見制度の認知度について前回調査よりも改善されているものの、「よく知っている」「ある程度知っている」と回答した人は3割弱となっており（32 ページ図表 33 参照）、さらに、成年後見制度の利用意向について尋ねたところ、多くの人が「わからない」と回答する等、依然として制度の認知度が低く、利用に至っていないと思われる人が多いのが現状です（図表 39）。

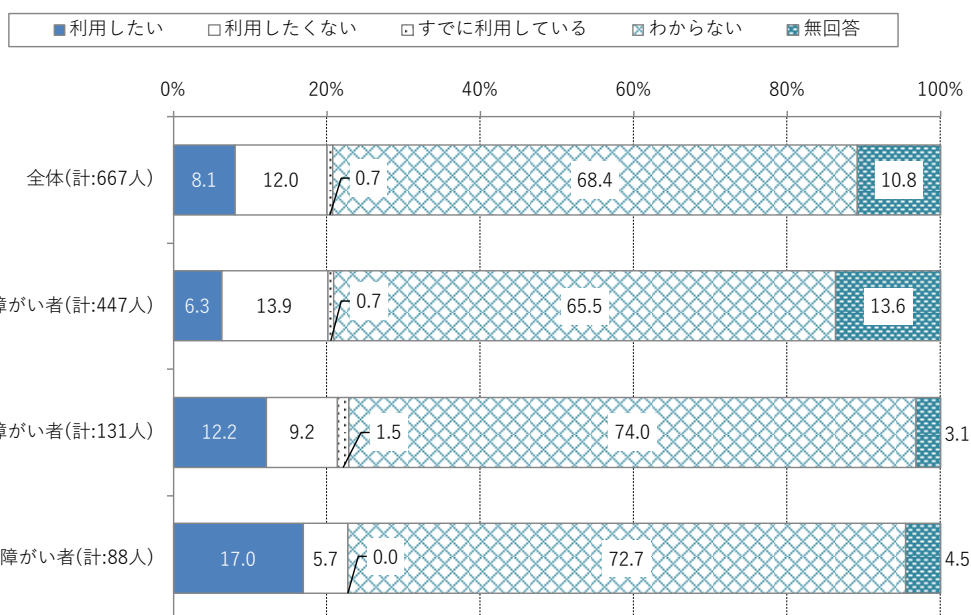
今後、高齢化の進行とともに一人暮らしの障がい者等がさらに増加していくことや、障がい者の地域生活への移行が進むことも見据えて民生委員・福祉委員等と連携し、これらの権利擁護にかかわる制度を広く周知するとともに、支援が必要な方の早期発見・早期対応に努める必要があります。

また、障がい者に限らず、虐待を行うことは深刻な人権侵害であり、犯罪行為です。

障がい者への虐待防止の更なる推進のため、令和3年度の障害福祉サービス等報酬改定において事業所の運営基準が見直され、それまで努力義務とされていた福祉事業所の従事者への研修の実施、虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置・開催及び検討結果の従業者への周知徹底、虐待の防止等のための責任者の設置が全ての施設・事業所で義務化されました。

法改正について事業所に周知するとともに、障がい者に対する虐待等が発生しないよう努め、万が一の場合に備え早期発見・早期対応の体制を整備しておく必要があります。

図表 39 成年後見制度の利用意向



【施策の内容】

① 権利擁護の推進

具体的取組	担当部署
判断能力が不十分な障がい者の財産管理や契約締結等を代理して行う成年後見制度の周知に努めます。	福祉課
市から受託している荒尾市権利擁護推進センター（成年後見制度の中核機関）において、制度の周知を推進します。 また、市民後見人養成講座を開催し、人材育成に努めます。	荒尾市社会福祉協議会
荒尾市社会福祉協議会が実施する「日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）」の周知を図ります。	福祉課
荒尾市社会福祉協議会や障がい者相談員、民生委員児童委員等と連携し、権利擁護が必要な障がい者の早期発見・早期対応に努めます。	福祉課
「成年後見制度利用支援事業」により、市長申立による成年後見申立や後見人等に対して助成を行い、成年後見制度の利用促進に努めます。	福祉課

② 虐待防止の推進

具体的取組	担当部署
市民や福祉事業所等に対し、広報紙やホームページ、パンフレットの配布等を通じて障害者虐待防止法の制度内容の周知を行い、虐待を未然に防止するよう努めます。	福祉課
虐待の相談に対し適切に対応できるよう、研修会の参加等による市職員の資質向上を図ります。	福祉課
熊本県や熊本労働局等と連携し、虐待の通報に対する迅速な対応に努めます。	福祉課
「荒尾市虐待防止地域協議会」において、行政機関や福祉事業所等の専門機関、民生委員児童委員等と連携し、虐待に関する情報交換や従事職員の資質向上に努めます。	福祉課

(3) 広報啓発活動の推進

【現状と課題】

障がいや障がい者に対する差別や偏見といった心のバリアを取り除くためには、本市に暮らすすべての人の障がいに対する理解を深めるとともに、「心の壁」を取り除くためのノーマライゼーション※の理念の浸透を図る必要があります。

そのためには、障がいについての正しい知識の普及啓発により理解の促進を図る必要があります。

本市では、広報紙やホームページを活用して、障がい者に関する法律や制度、障がい特性に関する情報の周知に努めています。啓発活動としては、荒尾市社会福祉協議会や障がい者団体等と連携して、本市主催のイベントにおける障がい体験や手話講座などの実施に取り組んでいます。

このような広報啓発活動の実施や、近年の「共生社会」の理念の普及により、市民の障がいに関する理解・関心は高まりつつあるものの、いまだに正しい理解に基づかない差別や偏見が存在しています。

また、アンケート調査では、障がい者施策として「障がい者に対する理解を深めるための啓発や人権教育の充実」の要望が多く上がっており、市民の理解や意識の向上が求められている状況です。

あらゆる場面での差別がなくなるよう、引き続き、さまざまな広報媒体や行事等を通して幅広い啓発・広報活動を継続的に行い、障がい者について正しい理解や認識を深めていく必要があります。

【施策の内容】

① 広報等による周知の充実

具体的取組	担当部署
広報紙やホームページ、出前講座等を活用し、障害者差別解消法等の障がい者に関する法律や制度、福祉サービスや相談窓口等に関する情報の周知に努めます。	福祉課
有明圏域で作成する社会資源マップを活用し、障がい福祉サービス事業所に関する分かりやすい情報提供に努めます。	福祉課
荒尾市社会福祉協議会や障がい者団体の活動について、「社協だより」等により周知を推進します。	荒尾市社会福祉協議会
障がい者団体や福祉事業所が催すイベント等について、広報紙やホームページを通じた情報提供に努めます。	福祉課

② イベント等における啓発活動の推進

具体的取組	担当部署
「理解促進研修・啓発事業」を活用したセミナーや講演会等のイベントを実施し、障害者差別解消法等の障がいに関する理解促進を図ります。(再掲)	福祉課
荒尾市健康福祉まつりや防災フェスタなど、市主催のイベントにおいて、障がい者団体の紹介コーナーや手話・点字・朗読ボランティア団体による体験ブースを設置し、市民の障がいに関する理解促進に努めます。(再掲)	福祉課
荒尾市社会福祉協議会が実施する手話・点字・朗読等の講座への参加を支援することにより、障がいに関する理解促進を推進します。	福祉課
社会福祉協議会が実施する小中学校や高校での福祉体験学習の実施や、点字・手話等の学習を支援する「ゲストティーチャー派遣事業」の実施により、若い世代に対し障がい福祉の理解促進・ボランティア意識の向上を図ります。	荒尾市社会福祉協議会
道徳や総合的な学習の時間等を活用し、障がい者との交流を通じた体験学習、更にはボランティア活動等の実施に努めます。	学校教育課

(4) ボランティア活動の推進

【現状と課題】

障がいに関する理解を深めるためには、市や障がい者団体等が行う広報啓発活動による周知のほか、ボランティア団体等による実践的な活動を通じた啓発活動も重要です。

本市では、手話や点字、朗読等の障がい者への情報保障ボランティアをはじめとして、防災活動や清掃活動のボランティアなど、様々な分野のボランティアが活動しています。

しかし、人口構造の変化やライフスタイルの多様化、更には新型コロナウイルス感染症による外出自粛や新しい生活様式の定着等により、近年、住民の地域への関心や住民同士のつながりの希薄化が危惧されます。

地域住民の障がいへの理解を深めるためにも、障がい者が様々な地域活動に参加し、交流をさらに広げるための環境をつくっていくとともに、希薄化する地域の関係性の中で、障がい者が孤立しないよう、お互いに理解し、地域で支え合う社会を築いていくため、ボランティア育成や支援のあり方を模索していく必要があります。

【施策の内容】

① ボランティアの育成と支援（荒尾市社会福祉協議会事業）

具体的取組	担当部署
市民のボランティア活動への理解を促進するために、ボランティア活動に関する情報について、広報紙等やイベントの開催を通じた情報提供に努めます。	荒尾市社会福祉協議会
民間企業等の様々な団体に周知・啓発を行い、福祉教育やボランティアへの参画を推進します。	荒尾市社会福祉協議会
障がい者の社会参加と自立を支援するために、社会参加や生活支援等に関する個人及び団体のボランティア団体の育成に努めます。	荒尾市社会福祉協議会
新たなボランティア団体の発足や、生活支援ボランティア等の個人ボランティアの登録を増やす取り組みを推進し、担い手の確保を図ります。	荒尾市社会福祉協議会
社会福祉協議会が実施する小中学校や高校での福祉体験学習の実施や、点字・手話等の学習を支援する「ゲストティーチャー派遣事業」の実施により、若い世代に対し障がい福祉の理解促進・ボランティア意識の向上を図ります。（再掲）	荒尾市社会福祉協議会
ボランティア活動の維持・継続に向けて、研修会等を通じてボランティア意識の向上とモチベーションアップを図ります。	荒尾市社会福祉協議会
手話や点字、朗読等の社会参加を支援するボランティア活動やスポーツ・レクリエーション等を支援するボランティア活動の支援に努めます。	荒尾市社会福祉協議会
ボランティア連絡協議会の活動において、各団体の交流・連携を促進することで、地域におけるボランティア意識の更なる向上を目指します。	荒尾市社会福祉協議会

② ボランティアセンターの充実（荒尾市社会福祉協議会事業）

具体的取組	担当部署
ボランティアの養成や活動支援、団体等の情報提供等を行うボランティアセンターの機能強化に努めます。	荒尾市社会福祉協議会
ボランティアを必要とする人と個人及び団体ボランティアをつなぐボランティアコーディネーターの充実を図ります。	荒尾市社会福祉協議会

2 情報の取得・利用しやすさの向上

令和4年5月に、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）が施行されました。同法では、すべての障がい者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要であるとしており、共生社会の実現のため、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的としています。障がい者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、福祉制度や生活に関するさまざまな情報を必要なときに手に入れることができる情報提供の仕組みや内容の充実が必要であることから、コミュニケーション支援の充実のための取り組みを推進していきます。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)	出典
障がい福祉手続きにおけるオンラインによる申請数	—	1,000件	福祉課
手話奉仕員養成講座修了者数の増加	8人	15人	福祉課

(1) コミュニケーション支援の充実

【現状と課題】

障がい者の自立と社会参加を進めるためには、コミュニケーションにおける支援は重要です。障がいや難病のため意思疎通を図ることに支障がある場合には、その人自らの意思を表現できる方法によって、円滑に意思疎通が図れるよう支援する必要があります。

また、情報提供にあたって、情報の取得やコミュニケーションに特にハンディキャップを有する視覚障がい者や聴覚障がい者への配慮が必要であることは言うまでもありません。

これまでに、市の広報誌や議会だよりを視覚障がい者に音声でお届けする「声の広報発行事業」や、聴覚障がい者等が市役所、有明医療センター（旧荒尾市民病院）及び外出先でコミュニケーションに困らないように手話通訳者の配置及び派遣を行う「意思疎通支援事業」を、市内ボランティア団体や熊本県ろう者福祉協会の協力を得て行っております。また、「手話奉仕員養成研修事業」を平成25年度から毎年長洲町と合同で実施し、手話通訳者の人材育成に努めております。

その他、コミュニケーションボードを庁内及び避難所に準備し、意思疎通しやすい環境づくりに努めております。

しかし、障がい者が必要なときに必要な情報を取得し、コミュニケーションを図るためには、ICT※を活用した情報アクセシビリティの向上やコミュニケーション支援体制の充実を図り、障がい者の自立と社会参加を支援することが重要です。

【施策の内容】

① 意思疎通を支援するためのボランティアの養成

具体的取組	担当部署
国県が実施する研修会の案内等を行い、手話・点字・朗読ボランティア等の活動を支援します。	福祉課
「手話奉仕員養成研修事業」による手話講座を実施し、手話に対応できる人材の育成に努めます。	福祉課

② 日常生活用具及び補装具の活用の推進

具体的取組	担当部署
視覚障がい者用ポータブルレコーダー等の日常生活用具や補聴器等の補装具の給付により、情報伝達や意思疎通の支援に努めます。	福祉課

③ 情報のアクセシビリティの向上

具体的取組	担当部署
障がい福祉手続きの電子申請化を推進し、障がい者の手続きにおける利便性の向上を図ります。	福祉課
ウェブアクセシビリティの規格に準拠した、障がい者にとって見やすい配色、読上装置を利用しても聞取りやすい文章作成、拡大文字対応など、読みやすく分かりやすいホームページの作成に努めます。	総合政策課
UD（ユニバーサルデザイン※）フォントの文字を使用した見やすい広報紙の作成に努めます。	総合政策課
広報紙の音訳版を視覚障がい者に配付する「声の広報等発行事業」を推進し、幅広い市政情報の発信に努めます。	福祉課
市立図書館における録音図書、点字図書、大活字図書などの利用促進を図るとともに、録音CDや電子書籍（読み上げ機能付き、オーディオブックなど）の充実を図ります。	生涯学習課

④ 意思疎通の支援の充実

具体的取組	担当部署
市役所、有明医療センター及び保健・福祉・子育て支援施設（仮称）に手話通訳者を設置する「手話通訳者設置事業」により、コミュニケーションの支援に努めます。	福祉課
聴覚障がい者の意思疎通を支援するために、「手話通訳者派遣事業」の推進に努め、手話通訳者の利用者拡大を図ります。	福祉課
市役所におけるコミュニケーションボードの活用をはじめ、店舗等への普及を促進し、意思疎通しやすい環境づくりに努めます。	福祉課
聴覚障がい者や発話困難者の電話による意思疎通を可能とする「電話リレーサービス」の周知を図り、利用を促進します。	福祉課

3 福祉サービスの充実

障がい者施策の目指すところは、障がい者の自立や地域生活への支援を充実することにより、住み慣れた身近な地域での生活を保障するところにあります。

利用者の立場から、個々の障がい者の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備とサービスの量的・質的充実させ、すべての障がい者が安心して地域での生活を送れるような支援体制を確立するため、相談支援体制や在宅生活における福祉サービスの充実に努め、さらに地域で生活することを望む障がい者の暮らしや障がいのあることにも対する支援のための取り組みを推進していきます。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)	出典
福祉施設から地域生活への移行 者数(累計)	0人	10人	福祉課
市職員の医療的ケア児 [*] 等コー ディネーター養成講座受講者数(累 計)	2人	5人	福祉課 すこやか未来課

(1) 相談支援体制の充実

【現状と課題】

障がい者が地域で安心して暮らしていくためには、その人自らの決定に基づき、身近な地域で支援を受けることのできる体制を構築する必要がある、そのためには相談支援体制の充実が重要です。

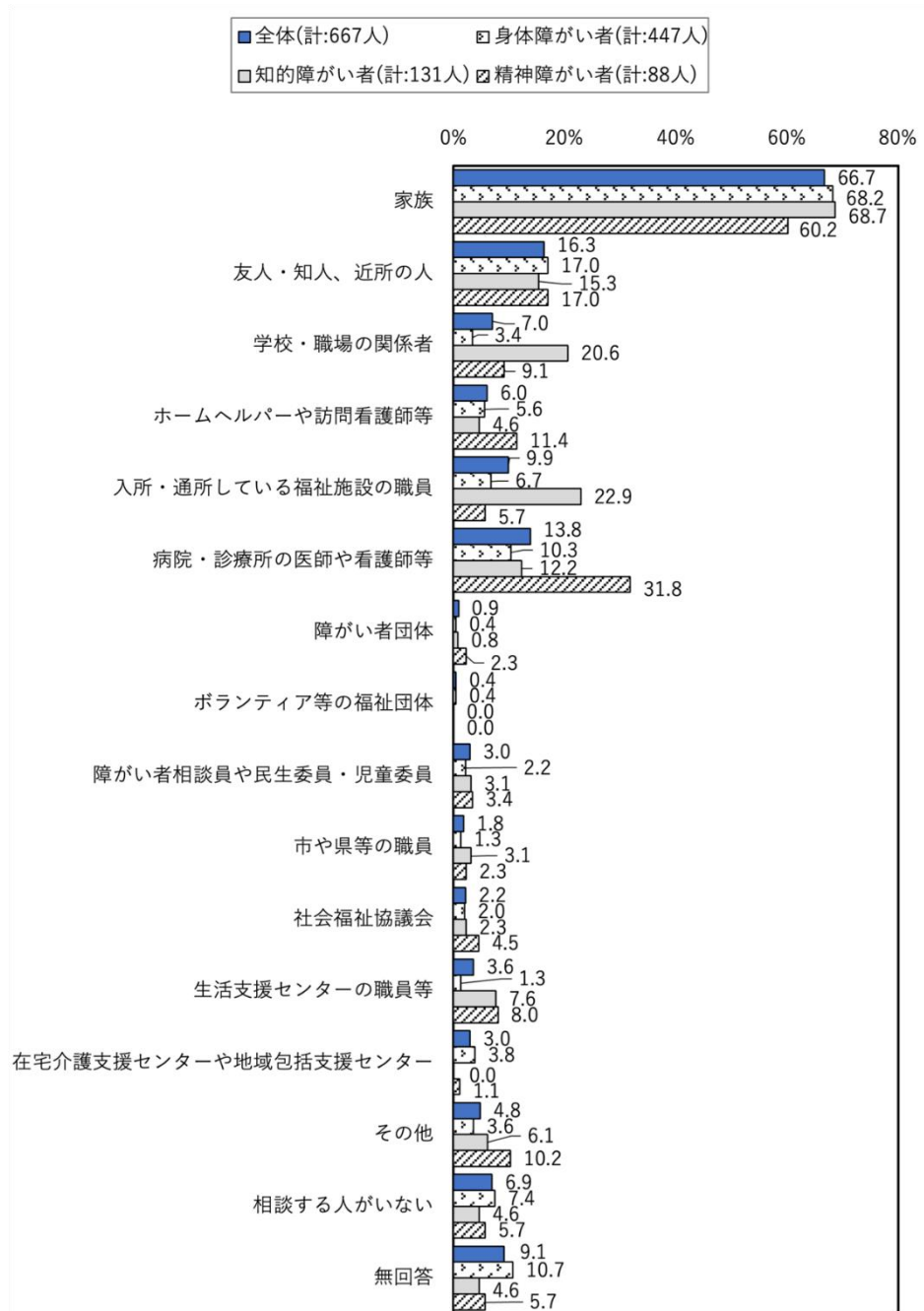
障がいに関する相談窓口として市役所がありますが、身近な地域においては、身体障がい者相談員や知的障がい相談員をはじめとして、障がい者団体、民生委員児童委員、荒尾市社会福祉協議会等が相談に対応する重要な役割を担っています。

本市では、有明圏域2市4町の共同事業として障がいに関する相談支援事業を実施しており、圏域内の4つの福祉事業所が、福祉サービスの利用をはじめ、健康や医療、就労、社会参加、余暇活動等に関する様々な相談に対応しています。さらに、「有明圏域障がい者と共に生きる支援協議会」においては、相談業務に従事する職員の資質向上や、福祉、保健、医療、教育、就労等の関係機関の連携を推進する取り組みを行っています。

一方、アンケート調査によると、困りごとや悩みなどを相談する相手について7割近くが「家族」と回答しており、市の窓口や社会福祉協議会、生活支援センター^{*}の職員等と回答した人の割合は、相対的に少なくなっています(図表40)。また、「相談する人がいない」と回答した人が少なからず存在していることから、相談したくてもできない、あるいは、相談する窓口を知らない人も存在しているものと考えられます。

相談窓口やサービスに関する情報の周知、対応する職員の専門性の確保、関係機関との連携強化等に努めるとともに、令和8年度に開設する「保健・福祉・子育て支援施設」や有明圏域で設置する「基幹相談支援センター※」等、障がい者やその家族が困ったときに気軽に相談できる身近な相談支援体制を充実することが重要です。また、近年課題となっているヤングケアラー※について、周囲の気づきと正しい理解により、相談に結び付くよう、支援体制の整備を進めます。

図表 40 生活の中で困っていることや不安・悩みの相談先



【施策の内容】

① 相談事業の充実

具体的取組	担当部署
ヤングケアラーについて、周囲の気付きと正しい理解により相談に結び付くよう、関係機関との連携強化等、支援体制の整備を進めます。	福祉課
障がい者の多様なニーズに対応や家族支援のため、福祉サービスを利用する入口となる市役所、福祉事業所、障がい者団体、障がい者相談員等の相談窓口の周知に努めます。	福祉課
障がい者の地域生活に関わる様々な相談に適切に対応するため、相談支援事業所と連携し、相談支援体制の充実を図ります。	福祉課
有明圏域において基幹相談支援センターを設置し、総合的、専門的な相談への対応、地域の相談支援体制の強化に関する取組を実施します。	福祉課
県等が実施する研修会に積極的に参加し、相談支援に従事する職員の資質向上を図ります。	福祉課
保育所等の子どもの集まる場所を巡回し、障がい児に関する保護者や保育士等からの相談を受ける体制の充実を図ります。	福祉課
保育所、学校、福祉事業所、障がい者団体等との情報交換を図るため、「荒尾市障がい者自立支援懇談会」や「有明圏域障がい者と共に生きる支援協議会」を活用した関係機関の連携に努めます。	福祉課
障がい児の発達・成長に合った教育を進めるため、教育上の諸問題についての助言・指導を適切に行う就学相談や教育相談の充実を図ります。	学校教育課
障がい者が健康で安心して在宅生活を送ることができるよう、健康に関する相談や指導の充実を図るとともに、関係機関と連携して各種相談の充実に努めます。	すこやか未来課

② ICTを活用した相談体制の整備

具体的取組	担当部署
保健・福祉・子育て支援施設（仮称）の設置に伴い、複雑化する課題に対して、ワンストップで解決できるよう、ICTを活用した相談体制の整備に努めます。	福祉課 すこやか未来課 子育て支援課 保険介護課

(2) 在宅生活における福祉サービスの充実

【現状と課題】

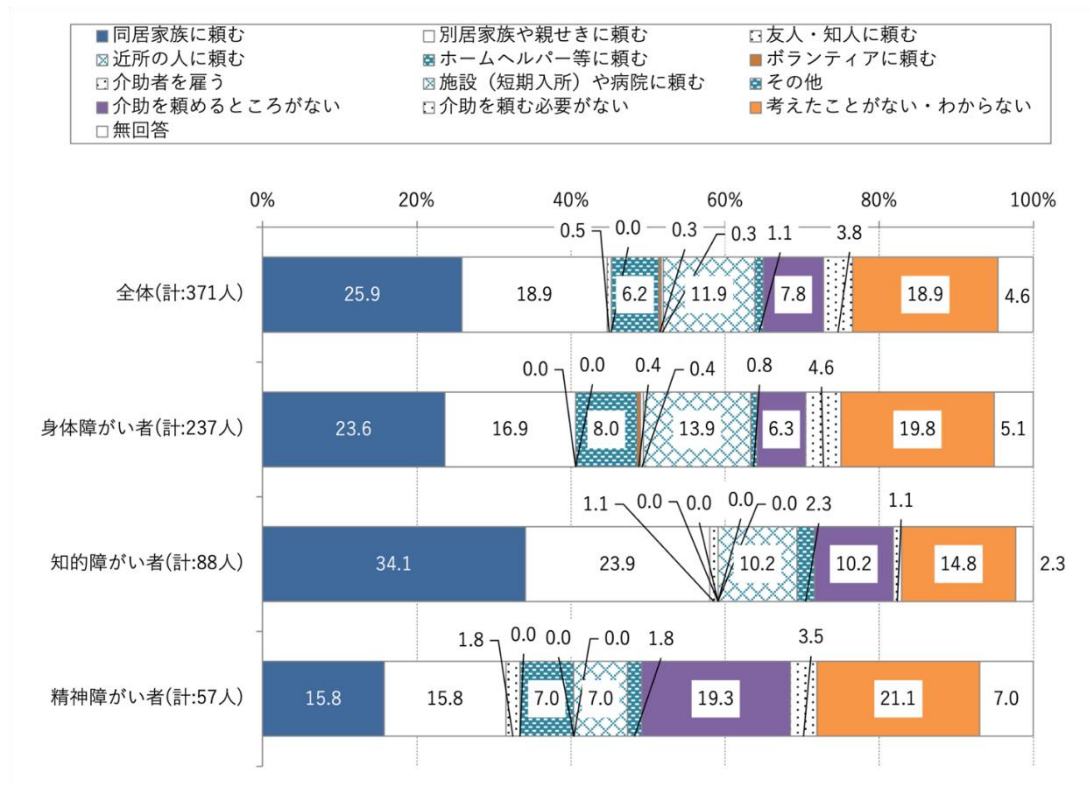
障がい者が地域で安心して生活していくためには、身近な地域において必要な時に、必要なサービスが受けられる環境が整っていることが重要です。

アンケート調査でも、日常生活で介助が必要であると回答した人の主な介助者は、すべての障がい種別で半数以上が家族と回答しており、特に知的障がい者では 67.1%の人が家族が身の回りの世話をしている状況です。(23 ページ図表 24 参照)。

さらに、「配偶者」、「父母」、「祖父母」、「兄弟姉妹」、「子ども・孫（子ども・孫の配偶者含む）」、「その他の家族・親族」、「家族以外の同居人」、「ボランティア等」のいずれかに身の回りの世話をしてもらっていると回答した人に、身の回りの世話をしている方が、万一病気や事故等で一時的にお世話をすることができなくなったとした場合どうしますかとたずねたところ、「同居家族に頼む」と回答した人が最も多く、また、「介助を頼めるところがない」または「考えたことがない・わからない」と回答した人は 26.7%となっていることから、家族以外に頼れるところがない人も少なからず存在しているものと考えられます(図表 41)。

本市の福祉サービスの利用者数は増加傾向にあり、市内では福祉事業所の新規参入などにより、サービスの提供体制は充実しつつあります。しかしサービスの種類によっては、受入等の対応が困難なケースも生じており、近隣市町の事業所を利用する障がい者も多い状況です。身近な地域で適切なサービスが提供できるよう、今後も福祉サービスの基盤整備を推進していく必要があります。その他、課題として、サービスが利用したい障がい者やその家族にあまり知られていないこと、サービスの内容が分かりにくいこと、多様な障がい特性やニーズに応じた適切なサービスの提供が必要であることが挙げられます。また、障がい者のみならず、家族等にも寄り添った、きめ細やかな支援の充実を図る必要があります。

図表 41 主な介助者に万が一のことがあった場合の対処法



【施策の内容】

① 在宅福祉サービスの充実

具体的取組	担当部署
障がい者のニーズを把握し、在宅福祉の中心となる居宅支援等の訪問系サービスや短期入所、生活介護等の日中活動の場を確保し、在宅福祉サービスの充実を図ります。	福祉課
「有明圏域障がい者と共に生きる支援協議会」を活用し、福祉事業所の質的充実を図ります。	福祉課

② 福祉サービスの周知

具体的取組	担当部署
福祉サービスの適切な利用を促進するため、広報紙やホームページ、出前講座を活用し、福祉サービスの周知を図ります。	福祉課
近隣市町の福祉事業所の事業内容を紹介する社会資源マップの活用を努めます。	福祉課

③ 社会参加の促進

具体的取組	担当部署
移動支援事業や乗合バス福祉乗車証交付制度を、ホームページ等を活用して周知を図り、外出支援による社会参加を促進します。	福祉課
自動車運転免許取得・改造費助成制度による通勤・通学の支援に努めます。	福祉課
地域活動支援センター事業*の実施により、創作的活動や生産活動の機会を提供します。	福祉課
障がい者団体等や福祉事業所が催すイベント等について、広報誌やホームページ等を通じた情報提供に努める。(再掲)	福祉課

④ 多様な住まいの確保

具体的取組	担当部署
自宅以外の地域生活の場となるグループホーム等の開設を希望する社会福祉法人やNPO法人等の団体に対し、国の助成制度等の情報提供に努めます。	福祉課
在宅での生活が困難な障がい者の生活の場を確保するため、入所が可能な福祉施設との連携及び情報提供に努めます。	福祉課

⑤ 利用者のニーズに合ったサービスの提供

具体的取組	担当部署
有明圏域において障がいの重度化や高齢化にも対応できるよう、相談・体験の機会・緊急時の受入対応・専門性・地域の体制づくりの機能を有する「地域生活支援拠点等」の機能の充実に努めます。	福祉課
自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域生活支援事業を活用した利用者のニーズに応えるための事業の充実に努めます。	福祉課
「有明圏域障がい者と共に生きる支援協議会」を活用し、広域的な障がい者のニーズや困難事例等の把握に努めます。	福祉課

(3) 地域生活への移行の支援

【現状と課題】

国においては、障がい者の自立を支援する観点から、障がい者が住み慣れた地域で生活することができるよう、福祉施設等から地域での生活への移行が推進されています。

本市では、「有明圏域障がい者と共に生きる支援協議会」において「地域移行支援プロジェクトチーム」を設置し、精神科病院、福祉事業所に従事する職員を対象とした研修会を実施するなど、地域移行を推進する取り組みを行っています。

精神科病院入院患者向けのアンケート調査では、今後退院する場合の不安・悩みについて、「住まいの不安、悩み」と回答した人が最も多く、37.2%となっています。また、今後退院できるならどのように暮らしたいか、とたずねたところ、「単身で入居できる賃貸アパート・借家などで暮らしたい」、「グループホーム等で暮らしたい」と答えた人の割合が30%弱を占めており、地域での生活への移行を推進するためには、グループホーム等の住居の確保や、地域生活への移行を支援する「地域移行支援」を提供する体制の充実を図る必要があります。

福祉施設の入所者や精神科病院の入院患者にとって、生活の場を施設や病院から地域に移すことは様々な不安が生じるものです。住まいや日中における過ごし方、地域との付き合い方等の課題に対応するため、「地域定着支援」や「自立生活援助」等の相談対応や助言等の支援を提供する体制の充実など、地域生活を総合的に支える仕組みの構築が必要です。また、地域移行に向けた、一人暮らしやグループホーム等の体験利用の機会の提供や相談、関係機関との連携や調整を行う「地域生活支援拠点等」について、機能の充実を図る必要があります。

【施策の内容】

① 地域生活支援拠点の整備

具体的取組	担当部署
有明圏域において、「地域生活支援拠点等」の機能の充実を図り、地域移行の推進に努めます。	福祉課

② 地域に定着するための支援

具体的取組	担当部署
福祉・医療関係者と連携し、地域移行支援や地域定着支援、自立生活援助等の福祉サービスを充実させることで、障がい者の地域での生活を支援します。	福祉課

③ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム※の構築の推進

具体的取組	担当部署
精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、有明圏域2市4町で共同設置した協議の場で、課題の解決に取り組みます。	福祉課

(4) 障がいのある子どもに対する支援

【現状と課題】

障がい者が自立し、社会参加を果たしていくには、乳幼児期からその人の能力や可能性を最大限に伸ばすため、一人ひとりの状態やニーズに応じた一貫した支援体制の構築を図る必要があります。

本市では、平成26年度から巡回支援専門員整備事業を実施し、巡回支援専門員が保育所等を巡回し、障がい児の早期発見や療育・医療機関等のサービスにつなげる等の早期対応のための取り組みを実施しています。また、有明圏域2市4町で実施する「有明地域療育センター事業※」においては、各保育所等の保育士に対し、障がい児への支援方法を助言するなど、保育士のスキルアップに努めるとともに、市内の福祉事業所等で構成する「荒尾市障がい者自立支援懇談会」子ども部会における就学学習会や交流会の実施や、「有明圏域障がい者と共に生きる支援協議会」子ども部会における支援のあり方や困難事例への対応方法の研究等に取り組んでいます。

また、医療技術の進歩による医療的ケア児の増加に伴い、医療的ケア児等が適切な支援を受けられるようにするため、令和3年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（以下「医療的ケア児等支援法」という。）が制定、同年9月に施行されました。医療的ケア児の日常生活を社会全体で支え、個々の状況に応じた適切な支援を切れ目なく行うことが求められています。

【施策の内容】

① 一貫した支援体制の構築

具体的取組	担当部署
乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援ができるよう、巡回支援専門員等による障がい児の早期発見に努め、療育機関や医療機関につなげる早期対応に努めます。	福祉課
児童発達支援センター※と連携し、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の確立を目指します。	福祉課
児童発達支援センターまたは巡回支援専門員整備事業において、困難事例の解決に向けた保育士等への助言、指導を推進します。	福祉課
障がい児の発達・成長に合った教育を進めるため、教育上の諸問題についての助言・指導を適切に行う就学相談や教育相談の充実に努めます。(再掲)	学校教育課
市内の教育・保育・保健・福祉関係者等で構成する「荒尾市特別支援連携協議会」において、関係機関の連携強化と特別支援教育の充実及び体制整備を図っていきます。	学校教育課

② 障がい児福祉サービスの基盤整備の推進

具体的取組	担当部署
保育所等訪問支援の充実など、障がい児福祉サービスの基盤整備に努めます。	福祉課

③ 医療的ケア児及び重症心身障がい児の支援体制の構築

具体的取組	担当部署
医療的ケアが必要な障がい児が地域で包括的な支援が受けられるよう、有明圏域2市4町が共同で協議の場を設置します。	福祉課
医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向け、母子保健部局と連携し、医療的ケア児等コーディネーターを配置します。	福祉課
在宅で生活する重症心身障がい児等の支援ができるよう、重症心身障がい児等に対応した児童発達支援や放課後等デイサービスの提供体制を確保し、在宅支援の充実を図ります。	福祉課

④ 発達障がい児の家族への支援の充実

具体的取組	担当部署
保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の家族に対する支援体制の確保に努めます。	福祉課

4 保育・教育の充実

乳幼児期からの適切な療育や教育は、その後の子どもの学習面や生活面に大きな影響を及ぼすと考えられています。障がいのある子のライフステージ全体を見通し、一貫した支援を行っていくことが重要であることから、教育、保健、医療、福祉などの関係機関の連携をより一層深めていく必要があります。そのために必要な保育・療育体制の整備や学校教育の充実に努めるとともに、障がい者が生涯を通じて教育や文化、スポーツなどの様々な機会に親しむことができるよう取り組みを推進していきます。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)	出典
重度障がい児の受入れをしている 保育所・認定こども園等の数	7か所	10か所	子育て支援課
医療的ケア児の受入れをしている 保育所・認定こども園等の数	1か所	3か所	子育て支援課

(1) 保育・療育体制の整備

【現状と課題】

障がいのある子どもについては、障がいの状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、子ども自身が自立し、社会参加をするための必要な力を養うために、適切な支援を行うことが重要です。そのためには、子どもの発達上の課題を早期に発見し、対応する必要があります。

本市では、乳幼児健康診査や保育所等の子どもが集まる場所への巡回支援専門員整備事業により、障がい児の早期発見や早期対応に努めています。相談件数も年々増加しており、障がい児の支援のほか、保護者や保育士等への助言による困り感や不安の解消を図っています。

増加する障がい児に対応する医療機関や療育機関等の受入体制の充実のほか、医療、保健、福祉、教育、行政等における障がい児の状況に応じた連携強化、保護者に対する支援方法の助言や保育士等の資質向上、就学前から就学後までの切れ目のない支援など、障がい児の生活全般を支える支援体制の構築を推進する必要があります。発達に課題のある子どもや障がい児の保護者の多くは、さまざまな不安や悩みを抱えながら日々を過ごしています。悩みを抱え込んでしまわないよう、身近な地域で困っていることに応えられる支援体制の充実を目指します。

【施策の内容】

① 早期発見・早期対応による支援の充実

具体的取組	担当部署
乳幼児健康診査や巡回支援専門員整備事業による障がいの早期発見に努めます。障がいのある乳幼児と保護者への支援のため、関係機関等と連携し、訪問や相談等を行います。	すこやか未来課 福祉課
子どもの発達に関する理解を進めるために、保護者に向けた講演や研修会の実施に努めます。	福祉課
専門機関による支援が必要な場合は、医療機関や療育機関へつなぐ等の早期対応に努めます。	福祉課

② 相談支援体制の充実

具体的取組	担当部署
障がいのある乳幼児と保護者への支援のため、関係機関等と連携した相談支援体制の充実を図ります。	すこやか未来課
巡回支援専門員整備事業における、保護者や保育士等からの相談支援体制の充実を図ります。	福祉課
就学前児童に対する就学学習会の開催や教育相談を実施し、保護者に対する就学先等の十分な情報提供に努め、本人及び保護者の意見を最大限に尊重し、教育的ニーズと必要な支援に関する合意のもとに決定します。	学校教育課

③ 関係機関との連携強化

具体的取組	担当部署
医療機関や療育機関等の専門機関との連携のほか、障がい児の生活全般に関わる関係機関の情報共有・連携強化を図ります。	福祉課
「有明圏域障がい者と共に生きる支援協議会」や「荒尾市障がい者自立支援懇談会」で設置する子ども部会において、困難事例等の対応の検討を行います。	福祉課
「保育所、認定こども園、小規模保育事業所における医療的ケア児の受入れに関するガイドライン」に沿い、関係機関と連携し、医療的ケア児の受入れができるよう、国等の補助金を活用しながら各施設へ支援等を行います。	子育て支援課
子ども一人ひとりの発達に応じた保育・教育ができるよう、施設の加配職員の配置に係る費用等について、障害児保育補助金を交付します。	子育て支援課

④ 療育機関の整備の推進

具体的取組	担当部署
市内において、重症心身障がい児等に対応できる児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の整備を図ります。	福祉課
児童発達支援や放課後等デイサービスの事業開始を希望する事業所に対して、本市における障がい児に関する情報提供や国県の補助事業の紹介をするなど、適切な助言に努めます。	福祉課
障がい児の特性に応じた適切な支援が受けられるよう、福祉事業所の質的向上に努めます。	福祉課

⑤ 指導者の養成と指導内容の充実

具体的取組	担当部署
巡回支援専門員整備事業や有明地域療育センター事業の実施により、保育士等への障がい児に対する支援方法の助言に努めます。成功事例を他の機関や保育所に紹介することで、関係機関のスキルアップを図ります。	福祉課
「有明圏域障がい者と共に生きる支援協議会」や「荒尾市障がい者自立支援懇談会」で設置する子ども部会において、保育士や事業所職員に対する研修会を開催し、職員の資質向上を図ります。	福祉課
専門性を高め、より良い指導助言ができるよう、研修会に参加するなどの本市における保健師や心理士等の専門職員の資質向上に努めます。	すこやか未来課 福祉課

(2) 学校教育の充実

【現状と課題】

障がいのある子どもが一人の人間として、その能力を最大限に伸ばしていくためには、一人ひとりの個性や特性などを活かし、教育的ニーズに応じた特別支援教育の内容や支援体制の充実を図る、「インクルーシブ教育システム※」を構築していく必要があります。

「障害者の権利に関する条約」第24条によると、インクルーシブ教育システムとは、障がい者と障がいのない人がともに学ぶ仕組みであり、障がいのある子どもが教育制度一般から排除されないこと、地域において教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどが必要とされています。

インクルーシブ教育システムの構築にあたっては、障がいのある子どもが合理的配慮を含む必要な支援を受けながら、障がいのない子どもと同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある子どもに対しては、自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最適な指導が提供できるよう、小中学校における通常の学級、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある多様な学びの場の充実を図る必要があります。

本市では現在、特別な支援を必要とする児童生徒が増加傾向にあります。そのため、障がいの特性や家庭環境を十分理解したうえで、障がいのある児童生徒に対する支援や保護者の不安解消に努める必要性が高まっており、教育委員会にスクールソーシャルワーカー等の専門職を配置しております。また、教育、保育、保健、福祉関係者等で構成する「荒尾市特別支援連携協議会」において、各中学校校区単位で地区コーディネーター会議を開催し、情報交換等を行い連携強化を図っています。

インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、すべての子どもたちがともに学ぶことができ、一人ひとりの特性・能力に応じた指導を受けられる教育の推進に努める必要があります。

【施策の内容】

① 適切な就学の推進

具体的取組	担当部署
就学前児童に対する就学学習会の開催や教育相談を実施し、保護者に対する就学先等の十分な情報提供に努め、本人及び保護者の意見を最大限に尊重し、教育的ニーズと必要な支援に関する合意のもとに決定します。(再掲)	学校教育課
特別支援連携協議会において、関係機関の連携強化と特別支援教育の充実および体制整備を図っていきます。	学校教育課
一人ひとりの児童生徒の教育的ニーズや状況に応じた教育を提供することができるよう、教育内容・方法の改善に努めます。また、ICT等を活用し、合理的配慮を行い、教育的ニーズに応じた支援の充実に努めます。	学校教育課
教育、保健、福祉等の関係機関の連携を強化し、乳幼児期から学校卒業までの一貫した切れ目のない総合的な支援体制の確立に向けて取り組みます。	学校教育課 福祉課

② インクルーシブ教育の推進

具体的取組	担当部署
障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒との相互理解を深めるための交流教育を推進するとともに、体験交流の場の確保に努めます。	学校教育課
特別支援学校や福祉施設等との学校外における体験交流の実施を図ります。	学校教育課

③ 学校施設の整備

具体的取組	担当部署
障がいのある児童生徒の個々の状況に対応できるよう、学校施設の整備及び設備の設置・配備に努めます。	教育振興課

④ 教職員の資質向上の推進

具体的取組	担当部署
発達障がいを含め、障がいの種別、程度に応じた適切な指導を行うため、教職員に対する研修の充実等を県に要請するとともに、市内教職員を対象とした研修を実施します。	教育振興課
発達障がいを含め、障がいのある児童生徒の教育的ニーズに応じた指導ができるよう、専門的知識をもった教職員の配置、加配および専門スタッフの配置を要望します。	教育振興課
就学後の児童生徒を中心に助言等を行う臨床心理士の配置に努めます。	教育振興課

(3) 生涯学習及び文化・スポーツ活動の振興

【現状と課題】

生涯学習とは、学校教育のほか、社会教育、文化・スポーツ活動、レクリエーション活動、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられますが、地域で自分らしく生きるために有効なものとされています。

そのため、障がいのあるなしに関わらず、生涯学習の機会が確保され、誰もが自由に学習の機会を選び学ぶことができる環境整備や、障がい者自身の学習活動や交流活動に参加する意識・意欲の高揚も大切です。

特に、スポーツや文化活動は、心身のリフレッシュや人間関係の構築にもつながるため、多くの人に参加しやすく楽しむことができる活動分野と考えられます。

本市においては、社会教育施設を拠点に様々な講座や教室などの学習活動や、体育協会やスポーツ推進協議会との連携のもと年齢や障がいの有無に関わらず誰もがどこでも気軽に楽しめる生涯スポーツの推進に取り組んでいますが、活動の内容や施設の問題、指導する人材の確保、情報提供、参加したいという意識の醸成などの課題があります。

そのため、障がい者団体やボランティア団体等の障がいに関係する団体等と協力し、これまでの活動の継続・発展、新しい活動への取組を進めていく必要があります。

【施策の内容】

① 社会教育の機会の拡充

具体的取組	担当部署
障がい者団体等にニーズ調査等を行いながら、学習機会の確保・情報提供に努めます。	生涯学習課
障がい者団体の紹介を兼ねた作品展示を行うなど、積極的な発信に努めます。	生涯学習課
障がい者団体等が実施する新規の文化事業等に対し、補助金制度の活用を促進します。	文化企画課
市立図書館における録音図書、点字図書、大活字図書などの利用促進を図るとともに、録音CDや電子書籍(読み上げ機能付き、オーディオブックなど)の充実を図ります。(再掲)	生涯学習課
市が実施する講演会等に手話通訳者を配置し、障がい者団体等と連携して聴覚障がい者の講演会への参加等の機会の確保に努めます。	福祉課

② 公共施設等における活動の推進

具体的取組	担当部署
文化センターや運動公園施設、中央公民館等の公共施設について、利用者ニーズを把握しながら、障がいのある利用者が満足できるような設備の充実に努めます。	生涯学習課
障がい者に創作的活動や生産活動の場を提供する地域活動支援センターの拡充を検討します。	福祉課
ふれあい福祉センターや中央公民館等で行われる障がい者団体の活動について、障がい者団体の活動の場の提供に努めます。	生涯学習課 福祉課

③ スポーツ・レクリエーションの推進

具体的取組	担当部署
障がい者団体等の各種団体や地域で実施されるスポーツ・レクリエーション事業を支援するとともに、各団体の情報発信や運営補助に努めます。	生涯学習課
荒尾市体育協会や荒尾市スポーツ推進委員協議会、障がい者団体、ボランティア団体等の関係団体との連携のもと、障がいの有無に関わらずスポーツを通して交流できるようなイベントの充実に努めます。	生涯学習課
熊本県で実施されるスポーツ大会の周知に努めます。	福祉課
ボランティア団体等と協力し、指導者や活動を支えるボランティアの確保に努めます。	福祉課

④ 文化・スポーツ活動を通じた国際交流

具体的取組	担当部署
国県が実施する国際的な障がい者のスポーツ大会や各種イベント等への参加を通じて、障がい者や障がい者団体間の国際交流及び相互理解を深めます。	福祉課

5 保健・医療の充実

障がいは様々な要因によって生じるものであり、保健・医療・福祉の分野が連携し、障がいの原因となる疾病等を早期に発見して適切な治療を行い、障がいの軽減を図ることが重要です。障がいの早期発見及び予防のための取り組みを推進していくとともに、医療サービスの充実や精神保健福祉・医療の推進の取り組みを推進していきます。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)	出典
地域移行支援サービスを利用し、精神科医療機関から地域生活へ移行した者の数(累計)	0人	12人	福祉課

(1) 予防及び早期発見の促進

【現状と課題】

障がいには、先天的な疾病によるものと、生活習慣病などを主な原因とする後天的な疾病によるものがあります。

先天的な疾病や障がいは、早期に発見し適切な支援に結び付けることで障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図ることが可能な場合もあることから、妊婦や乳幼児に対する健康診査、疾病や発達に関する検査や相談といった母子保健事業の充実が重要です。

また、身体障がい者の障がいの原因は、特に後天性疾病によるものが多く、中でも脳血管疾患、心疾患を原因とするものや、糖尿病の進行を起因とする腎疾患によるものが多くを占めています。このため、生活習慣病の予防対策が、障害の予防に一定の効果をもつものと考えられます。

本市では、疾病の予防や早期発見のため、健康・栄養相談の実施や運動教室、体力アップ体操教室の開催、データヘルス計画に基づいた事業の実施など、運動や食生活の改善に向けた取り組みを実施しています。また、妊婦健康診査から特定健康診査やがん検診、乳幼児健康診査や専門職員による発達やことばの相談等、ライフステージに応じた健康診査や保健指導等を実施しています。

今後も、疾病の予防や乳幼児期の障がいの早期発見等に対応するため、各種健康診査の受診率の向上、その後の適切な保健指導や関係機関との連携に努め、相談・指導体制を充実させていくことが重要です。

【施策の内容】

① 生活習慣病の予防及び早期発見

具体的取組	担当部署
成人期から高齢期の各年代に応じた情報周知を行い、生活習慣病予防や重症化予防をおこなうとともに健康づくりの推進に努めます。	すこやか未来課
健康づくりを推進するため、運動教室やスポーツイベントを開催し、健康に対する意識の向上を図ります。	すこやか未来課
継続的な健診受診を促すと同時に、継続的な介入により、生活習慣病の重症化予防に努めます。	すこやか未来課
生活習慣病の予備群である対象者に特定保健指導をすることで、健診結果の理解を図り生活習慣改善のサポートを通して生活習慣病の予防に努めます。	すこやか未来課

② 母子保健の推進

具体的取組	担当部署
医療機関を通じて、妊娠11週までの妊娠届出の推奨について周知します。母子手帳交付時に健診の必要性に関する説明を継続して実施します。	すこやか未来課
ハイリスク妊産婦（母子に高いリスクが予測される者）を対象に、関係機関と連携して訪問等による支援に努めます。	すこやか未来課
乳幼児健康診査の受診率100%を目指し、引き続き、未受診者に対する受診勧奨に努めます。	すこやか未来課
幼児健診後の要支援者を対象とした保育所等施設訪問による継続支援を行い、必要に応じて適切な支援機関に繋ぐなど関係機関との連携を図りながら、就学まで一貫した支援ができるように努めます。	すこやか未来課
幼児健診後の要支援者を対象として、心理士による心理相談を実施し、必要に応じて医療や療育機関へ繋げる等、適切な助言指導を行います。	すこやか未来課

③ 関係機関との連携強化

具体的取組	担当部署
医療機関や有明地域療育センター等との連携を強化し、障がいの早期発見・早期対応に努めます。	すこやか未来課
専門職を対象とした研修に参加し、専門性を高めるよう努めます。	すこやか未来課
関係機関との連携を図り、専門性の高い相談・指導ができるように努めます。	すこやか未来課

(2) 医療サービスの充実

【現状と課題】

障がい者や難病患者にとっての医療の充実は、病気の治療だけでなく、障がいの軽減を図り、就労や地域社会への参加を促進するために重要な役割を担っています。

アンケート調査によると、現在の生活の中で困っていることや、将来に対する不安・悩みについて「障がいや健康上の心配、悩み」と回答した人が多くなっており、自身の健康や障がいのことについて不安を抱えている人が多い様子が伺えます(28ページ図表 29参照)。

高齢化等の影響や障がいの重度化により、今後、保健・医療等に対するニーズは増大していくことが予想されます。在宅での生活を支援するために、医療、介護、福祉等の多職種連携のネットワークである「在宅ネットあらお」の活用をはじめとして、引き続き地域の医療体制等の充実を図ると共に、経済的な負担を軽減し安心して医療機関を受診できるよう、障がい者や難病患者に対する医療費の軽減制度の周知を図ることも必要です。

【施策の内容】

① 医療機関等との連携

具体的取組	担当部署
障がい者や難病患者に対し、治療や社会復帰に必要な医療及びリハビリテーション*を提供する医療機関等の紹介を行うとともに、関係機関との連携に努めます。	すこやか未来課
乳幼児期からの慢性的な病気や障がいにより発達に課題がある子どもやその保護者に対し、関係機関等との連携により発達段階に応じた継続的な支援を行います。	すこやか未来課
小児救急電話相談(#8000)の周知及び小児救急医療体制の充実等を図ります。	すこやか未来課
「在宅ネットあらお」を活用し、障がい者の在宅での生活の支援に努めます。	福祉課
障がい者が医療機関等を受診する際に、障がい特性に応じた配慮に努めてもらおうよう、医療機関等への周知を図ります。	福祉課

② 医療費の負担軽減

具体的取組	担当部署
重度心身障がい者医療費助成や自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)について、制度の説明や案内を行い制度の周知に努めます。	福祉課
重度心身障がい者医療費助成の手続きの利便性の向上について、検討します。	福祉課
指定難病医療費助成や小児慢性特定疾病医療費助成について、難病患者が安心して制度を活用して医療機関を受診できるよう、制度の周知や適切な案内に努めます。	すこやか未来課

(3) 精神保健福祉・医療対策の推進

【現状と課題】

令和5年3月に策定された国の「障害者基本計画（第5次）」においては、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしく暮らすことを目指し、入院中の精神障がい者の入院期間の短縮や地域移行を推進するため、専門医療機関と関係機関の連携強化や専門職等の人材育成、アウトリーチ※によるサービス提供体制の充実等の取り組みを通じて、精神障がい者への医療の提供・支援を可能な限り地域において行うこととしています。

近年、仕事や人間関係のストレスによる、うつ病やアルコール依存症、ひきこもり状態にある人や自殺等、こころの健康に関する問題を抱えている人が増加しています。精神疾患については、正しい知識を持つことで初期の段階で気づき、早期に医療に繋げることが大切です。しかし、精神疾患に対する理解はまだ十分とはいえず、根強い偏見も残っており、早期対応、早期治療に結びついていない現状があります。

精神障がい者が地域で安心して自分らしく暮らすためには、医療等の充実だけでなく、精神障がいに対する正しい理解を促進し、心の健康相談や訪問等、精神障がい者に対する各種支援活動を推進していく必要があります。また、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があります。

本市では、市役所内に専門職員を配置し、精神保健福祉全般の相談に対応していますが、うつ病やアルコール依存症等のこころの健康に関する問題は、家族関係や経済的な課題など、問題が複雑化することもあり、本人だけでなくその家族への支援も重要となります。

そのため、こころの健康に関する問題を解消するために、医療機関や有明保健所、熊本県精神保健福祉センターや福祉事業所、障がい者団体等と連携し、本人や家族に対する多面的な支援をしていくことが必要です。

【施策の内容】

① 精神疾患への対応

具体的取組	担当部署
精神疾患に関する相談について、有明保健所等の関係機関と連携し専門職員（精神保健福祉士）が対応します。	福祉課
医療機関の紹介や医療費が軽減できる自立支援医療制度（精神通院）の案内等を行い、適切な治療を受けることができるよう支援します。	福祉課

具体的取組	担当部署
精神疾患の正しい理解のために、分かりやすいツールを用い、周知を図ります。	福祉課
障がい者団体と連携し、精神障がいに対する理解の促進を図ります。	福祉課

② 地域移行支援の推進

具体的取組	担当部署
「有明圏域障がい者と共に生きる支援協議会」地域移行支援プロジェクトチームを活用し、入院中の退院可能な精神障がい者に対する医療、保健、福祉サービスの充実や、住まいの確保、就労支援、相談支援等の総合的な支援を進めるとともに、精神科病院に従事する職員に対する研修会を実施します。	福祉課
福祉・医療関係者と連携し、地域移行支援や地域定着支援、自立生活援助等の福祉サービスの充実を図ります。	福祉課

③ 地域包括ケアシステムの構築

具体的取組	担当部署
「有明地域精神保健福祉連絡会」と、「有明圏域障がい者と共に生きる支援協議会」地域移行支援プロジェクトチーム会議を「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けた協議の場とし、圏域の精神保健福祉の課題解決に努めます。	福祉課

④ 自殺対策の推進

具体的取組	担当部署
「荒尾市自殺対策計画」に基づき、相談先の周知や、悩んでいる人に気づき、声をかけるゲートキーパーの育成に努めます。	福祉課
有明保健所や医療機関等の関係機関と連携し、自殺予防のための普及啓発に努めます。	福祉課

⑤ アルコール等関連問題への対応

具体的取組	担当部署
医療機関や有明保健所、熊本県精神保健福祉センターと連携し、アルコール依存症者の病状の回復と社会復帰の支援に努めます。	福祉課
家族や職場からの相談にも対応できるよう、アルコール依存症者家族ミーティングや断酒会等を周知し参加を促進します。	福祉課

⑥ ひきこもり状態にある人への支援

具体的取組	担当部署
市役所内に設置する生活相談支援センターと連携し、訪問も含めたひきこもり相談に対応します。	福祉課

6 雇用・就労、経済的自立の支援

働く権利はすべての人に基本的人権として認められており、働くことを望んでいる障がい者の誰もが、その適性と能力に応じた就業の機会を保障されなければなりません。能力や障がいの状況に応じた職業能力開発の機会を確保するとともに、一般雇用はもちろん、福祉的就労を促進するなど、障がい者の雇用機会の拡大の取り組みを推進していきます。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)	出典
障がい福祉施設からの物品調達金額	4,226,316円	5,600,000円	福祉課

(1) 雇用・就労の促進

【現状と課題】

障がい者が個々の個性と能力に応じて一般就労することは、その能力を発揮して社会経済活動に参加することや、障がい者自身が生きる喜びを感じることに繋がり、社会の発展にとっても大変重要なことです。そこで、障がい者がその適正と能力に応じて雇用の場に就くことができるよう支援することが必要です。

一般就労を希望する人にはできる限りその意向が実現できるよう、就労面や生活面の総合的な支援を進める一方、企業や事業者には雇用を促すための取組をさらに推進する必要があります。

国においては、障害者雇用促進法改正において、事業主の責務として障がい者の職業能力の開発及び向上が含まれることを明確化することや障がい者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進、企業が実施する職場環境の整備などが盛り込まれています。また、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障がい者及び知的障がい者、精神障がい者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務付けられています。

さらに障害者差別解消法においては、雇用の分野での障がいを理由とする差別的取扱いの禁止や、障がい者が職場で働く際に合理的配慮の提供を義務付けるなど、雇用環境の整備が推進されています。

アンケート調査によると、障がい者の就労のために必要な環境について「周囲が自分を理解してくれること」や「勤務する時間や日数を調整できること」「障がいにあった仕事であること」等の回答が多く、障がいに対する周囲の理解や、本人の特性に合った働き方を希望する人が多いことが分かります（27 ページ図表 28 参照）。

本市においても、障がい者の一般就労に対する意識は年々高くなっており、障がい者がそれぞれの適正に応じて能力を十分に発揮することができるよう、仕事内容や勤務条件などを含めた多様な就業の機会を確保するとともに、働く場において、周囲の人が障がいについて理解する必要があります。

【施策の内容】

① 雇用機会の拡大

具体的取組	担当部署
障がい者の雇用率の向上のため、公共職業安定所及び障がい者就労支援事業所等と連携し、障がい者向け職業能力開発訓練情報の周知に努めます。	産業振興課
企業等に対して「荒尾市障害者雇用奨励金支給事業」等の助成制度の周知を行い、幅広い分野での雇用創出に努めます。	産業振興課
企業等に対して、障がい者雇用に関する法定雇用率の周知に努めます。	産業振興課
本市においては、法定雇用率以上の雇用に努めます。	総務課

② 雇用に関する環境づくり

具体的取組	担当部署
企業等による障がい者雇用に対する理解が深まるよう、広報紙やホームページ等を活用した「障害者雇用促進法」における差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供等の周知や市内企業等の訪問による啓発活動に努めます。	産業振興課
公共職業安定所や障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、企業等に対して、雇用の前後を通じて障がい者と企業等の双方を支援するジョブコーチやトライアル雇用等の周知・普及を図ります。	産業振興課

③ 一般就労に関する支援と相談体制の充実

具体的取組	担当部署
障害者職業訓練校や「就労移行支援」等を行う障がい者就労支援事業所を紹介することにより、一般就労に必要な知識・能力の向上を図ります。	福祉課
一般就労へ移行する障がい者が増加するよう、就労移行支援のサービス利用者の増加及び就労移行支援事業所における就労移行率の増加を推進します。	福祉課
特別支援学校をはじめとする、福祉、医療等の各分野の関係機関や団体等と連携し、一般就労や福祉、医療に関する相談対応などの一貫した就労支援に努めます。	福祉課
障がい者の就労に関する相談に対して適切な助言・指導や情報提供が行えるよう、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターとの連携を強化し、就労する職種等に関する相談体制の充実を図ります。	福祉課

具体的取組	担当部署
「就労定着支援」の利用による、一般就労後の障がい者の勤務・生活状況把握や企業等との連絡調整に努め、障がい者の生活面の改善や企業等との連絡調整など、職場定着率の向上を図ります。	福祉課
就労移行支援等の利用者が一般就労への移行が進むよう、障がい者就労支援事業所との連携を図ります。	福祉課

(2) 福祉的就労の場の確保及び生活安定のための支援

【現状と課題】

障がい者が福祉サービスを利用して働くことができる福祉的就労の場（障がい者就労支援事業所）として、福祉事業所と雇用契約を結び利用する「就労継続支援A型」事業所や、雇用契約を結ばずに本人のペースを主体として利用する「就労継続支援B型」事業所、将来的に一般就労を目標として訓練をする「就労移行支援」事業所があります。

障がいの特性により、それぞれの福祉的就労に関する希望も多く、一般就労が困難であっても、働き甲斐を実感しながら自身の能力を十分に発揮できる就労の場は必要となっています。

本市では、就労継続支援A型事業所、B型事業所の増加に伴い、サービス利用者も増えています。これは、障がい者の就労や経済的自立に対する意識が高まっているものと考えられ、利用者のサービス利用状況を把握し、適切な支援をすることで、継続的な就労を図っていく必要があります。

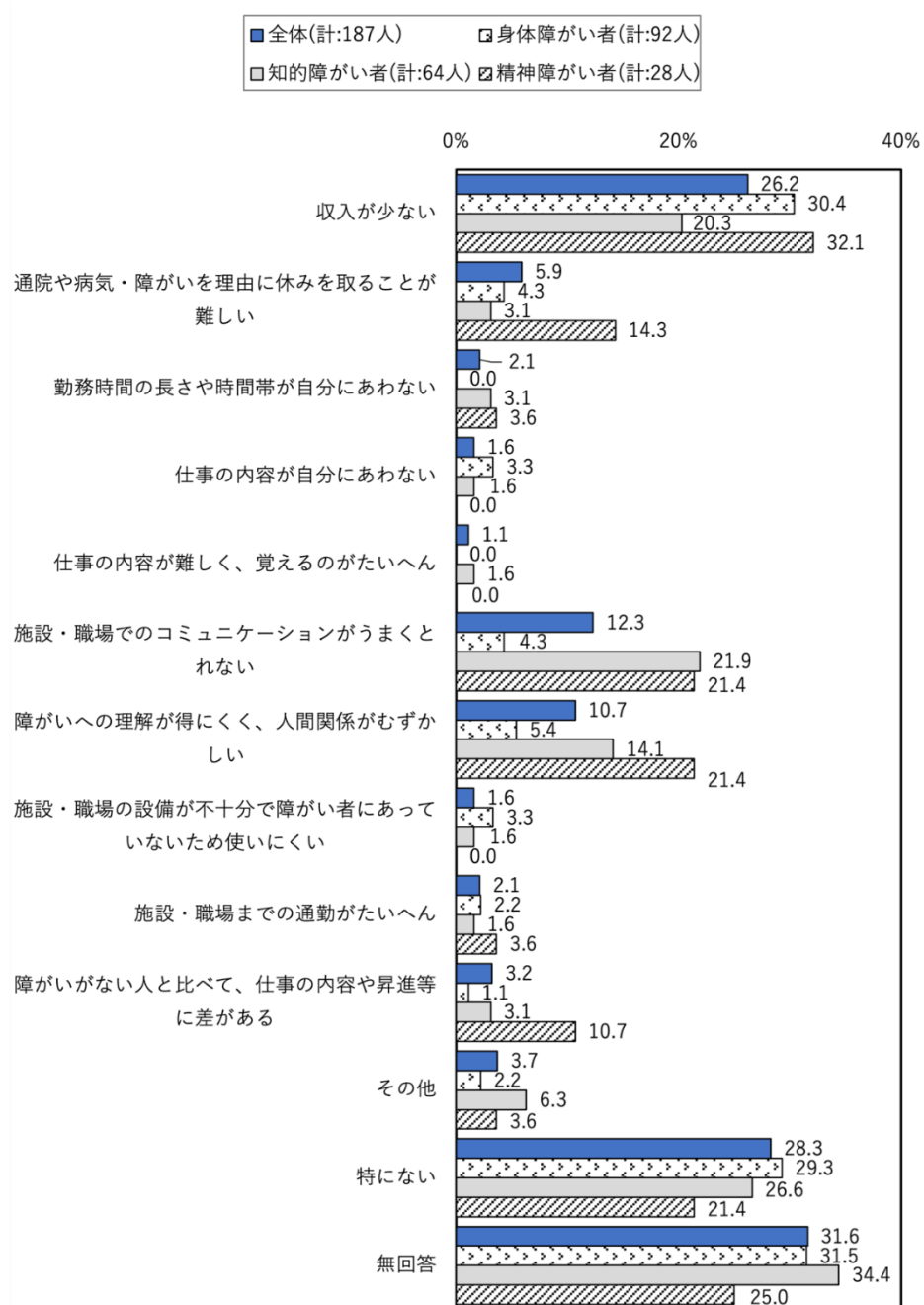
福祉的就労を実施する事業所に対する支援としては、平成25年に施行された「障害者優先調達推進法^{*}」により、障がい者就労支援事業所等からの物品を優先的に調達することで、福祉的就労の底上げを図っています。本市においても、年々、障がい者就労支援事業所等からの物品調達による支援が増加している状況であり、今後も優先的な調達に努めます。

一方で、一般就労に比べると福祉的就労による工賃収入は低いという課題もあります。

調査結果でも、仕事上の悩みとして最も多く挙げられていたのは収入に関するものとなっています（図表42）。

障がい者が地域社会の中で自立した生活を営んでいくためには、就労の機会を広げることや、生活の基盤となる所得保障の充実が必要です。この所得保障の基本となるのが年金・手当制度であり、障害基礎年金等の年金や特別障害者手当等の各手当、各種の免除制度等の周知に努めていく必要があります。

図表 42 仕事のことで悩んでいることや困っていること



【施策の内容】

① 福祉的就労の場の充実

具体的取組	担当部署
障がい者就労支援事業所や相談支援事業所、公共職業安定所等との連携を図り、障がいの状況や希望に応じた就労の場の確保に努めます。	福祉課
障がい者就労支援事業所における状況を把握し、適切な助言を行うことができるよう、相談支援体制の充実に努めます。	福祉課
障害者優先調達法による障がい福祉施設からの物品調達を推進することにより、福祉的就労の底上げを図ります。	福祉課

② 生活安定のための支援の充実

具体的取組	担当部署
住民税、所得税等の減免制度や有料道路交通料金、NHK放送受信料、公共施設利用料等の各種料金の割引制度の周知及び手続等に関する支援に努め、経済的な安定を図ります。	福祉課
重度心身障がい者医療費助成や自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）について、制度の説明や案内を行い制度の周知に努めます。（再掲）	福祉課
特別障害者手当や特別児童扶養手当等の障害者手当制度、障害年金等の公的年金制度の周知を図り、生活の安定を推進します。	福祉課
乗合バス福祉特別乗車証交付制度の周知や、自動車運転免許取得・改造費助成制度の事業を推進し、通勤等の移動支援に努めます。	福祉課
相談支援事業所と連携し、グループホーム等の障がい者が生活する場の提供に努めます。	福祉課
障害者差別解消法の周知により、民間賃貸住宅等への入居に関する貸主等の理解促進に努めます。	福祉課
経済的自立及び生活意欲を促進するために、荒尾市生活相談支援センターが実施する生活困窮者自立支援事業（住宅確保給付金、家計改善支援事業等）や荒尾市社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度等の周知に努めます。	福祉課

7 生活環境の整備

障がい者が安心して生活できる環境は、すべての住民にとって安全かつ便利で快適な環境であるといえます。

障がい者が生活を営む上でのあらゆる障壁（バリア）を除去することで、すべての人にとって暮らしやすい空間やまちを創出していくユニバーサルデザイン*のまちづくりを推進していくため、建築物の整備の充実や道路の保全及び交通安全、移動対策の取り組みを推進していきます。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)	出典
バリアフリートイレを設置している公共施設の数	21か所	29か所	財政課
移動支援事業の延べ利用時間数の増加	614時間	1,260時間	福祉課

(1) 建築物の整備の充実

【現状と課題】

国においては、令和3年の東京オリンピック・パラリンピック大会開催に先立ち、心のバリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりを目指して「ユニバーサルデザイン2020行動計画」が取りまとめられました。

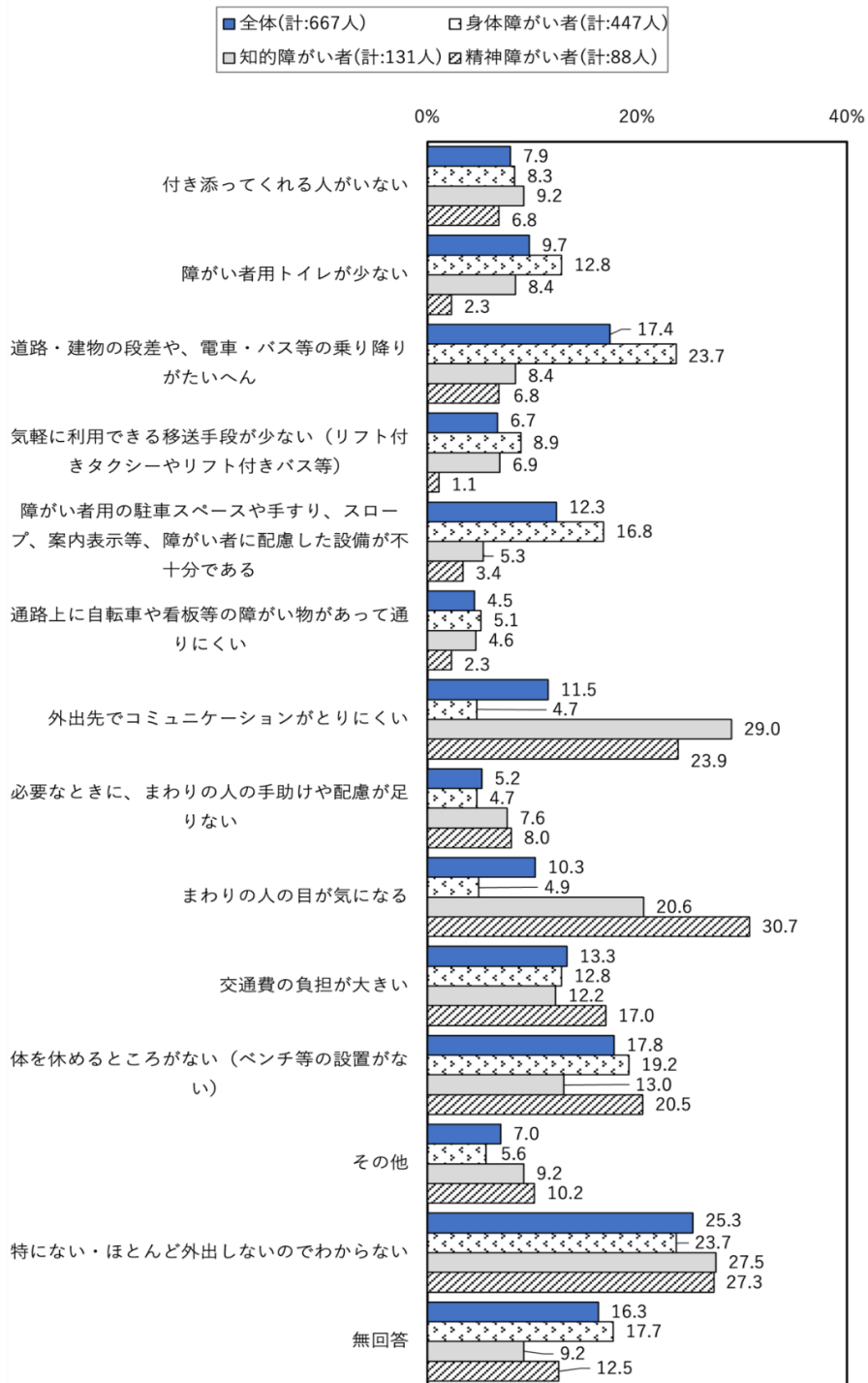
建築物や公共交通機関のバリアフリー化を推進することは、障がい者だけでなく、高齢者（要介護）、妊産婦などの誰もが利用しやすい、生活しやすいまちづくりへとつながります。

本市においても、建築物等のバリアフリーについて定めた「バリアフリー法」や「熊本県やさしいまちづくり条例」に基づく施設整備やまちづくりを推進してきました。

しかし、アンケート調査の結果をみると、外出の際に不便や困難を感じることで、身体障がい者では23.7%が「道路・建物の段差や、電車・バス等の乗り降りがたいへん」と回答しており、未だ日常生活において不便を感じている人が少なくない状況です（図表43）。

障がい者が安心して外出でき、その先にある社会参加が促進されるよう、誰もが利用しやすいように配慮されたユニバーサルデザインに対応した公共施設の整備、民間施設等の整備促進を進めていくことが重要です。

図表 43 外出に際して不便や困難を感じること



【施策の内容】

① 公共施設の整備の充実

具体的取組	担当部署
公共施設について、バリアフリー法や熊本県やさしいまちづくり条例等に基づいた建築物の整備に努める。	建築住宅課 財政課
公共施設において、利用者のニーズも踏まえ、施設内の段差の解消や転倒防止のための手すりの設置等を行うとともに、文字情報等による分かりやすい案内表示を設ける等、障がい者等が円滑に利用できる施設の実現に努めます。	財政課
障がいのある児童生徒の個々の状況に対応できるよう、学校施設の整備及び設備の設置・配備に努めます。(再掲)	教育振興課

② 民間施設の整備・改善の推進

具体的取組	担当部署
店舗や飲食店、美容室等の人が多く出入りする民間施設について、自動ドアやスロープ、手すり等の設置等のバリアフリー化への改修に対する支援や補助を行い、バリアフリー化を推進します。	建築住宅課
民間施設における多目的用トイレやオストメイト対応トイレの設置、障がい者等用駐車場の確保等を推進し、外出等の社会参加を促進します。	建築住宅課

③ 住宅改修の支援及び推進

具体的取組	担当部署
障がい者の住宅における移動等の円滑化を図るため、日常生活用具給付事業における住宅改修により、障がい者の在宅生活を支援します。	福祉課
熊本県社会福祉協議会が実施する、住宅のバリアフリー改修費用の貸付制度である生活福祉資金貸付制度等の周知を図ります。	福祉課

④ 市営住宅の整備

具体的取組	担当部署
既存の市営住宅の改修・更新等を行う際に、障がい者に配慮したバリアフリー化の推進に努めます。また、大規模な改修が生じた場合、障がい者に配慮した設計・工事を推進します。	建築住宅課
市営住宅に障がい者住宅や単身障がい者向け住宅を確保し、自立した生活を支援します。	建築住宅課

⑤ 公園施設等のバリアフリー化の推進

具体的取組	担当部署
公園の整備について、園路やトイレの段差解消、障がい者等用駐車場の確保等のバリアフリー化に努めます。	都市計画課

(2) 道路の保全及び交通安全、移動対策の推進

【現状と課題】

障がい者の社会参加を進めていくためには、道路整備や交通機関の確保、交通安全対策等の移動における生活環境の整備が大切です。

本市では、道路整備において、障がい者に配慮した歩道や点字ブロックの敷設、段差の解消に努めており、交通安全対策については、警察署等と連携して交通安全推進隊による街頭指導や交通安全教育の充実を図っています。

また、移動に対する支援としては、障がい者や高齢者に対して乗合バス福祉特別乗車証を交付するなど、市内におけるバスや乗合タクシー等の公共交通機関における交通料金の負担軽減・利便性の向上に努め、障がい者の社会参加を図っています。環境の整備とあわせ、多様なニーズに合った移動に対する支援を充実させることで、障がい者の積極的な外出を促すだけでなく、社会参加を促進することにもつながります。

このように、障がい者の移動を推進するためには、地方公共団体による道路整備だけではなく、警察署や地域と協力して取り組む交通安全対策や、公共交通機関の円滑な利用のための交通事業者との連携など、障がい者が安全に移動できる環境を整えていくことが必要です。

【施策の内容】

① 道路整備の推進

具体的取組	担当部署
関係行政機関と連携を図り、歩道設置や幅員確保、段差解消を進めることで、安心安全な歩行空間の確保に努めます。	土木課

② 交通安全対策、移動対策の推進

具体的取組	担当部署
荒尾駅周辺地区バリアフリー基本構想を策定し、駅舎を含めたエリアについて、面的なバリアフリー化を図ります。	都市計画課
視覚障がい者誘導用ブロック(点字ブロック)の設置に努め、安全な交通環境の整備を推進します。	土木課
荒尾市出前講座における交通安全教室を実施し、座学及び実地により道路横断時及び道路歩行時の所作や注意点等について学習を進めます。	防災安全課
障がい者に対して、乗合バス福祉特別乗車証交付制度等の交通料金の割引制度の周知を図り、公共交通の利用を促進します。	福祉課
同行援護や移動支援の利用を促進し、外出の支援に努めます。	福祉課
荒尾駅やバスセンター等の交通結節点や利用者の多いバス停については、待合環境の改善に努めます。	総合政策課
熊本県ハートフルパス制度による障がい者等用駐車場の適切な利用の周知を図り、店舗等における障がい者の駐車スペースの確保を推進します。	福祉課

8 防災・防犯対策の推進

わが国では、地震や豪雨による災害が毎年発生しています。さらに、判断能力の不十分な障がい者や高齢者を狙った詐欺等の犯罪も多発しています。

災害発生時に障がい者が迅速かつ適確に避難できるよう、また、障がい者が様々な犯罪の被害者とならないよう関係機関との連携強化を推進していくとともに、災害・犯罪の被害を未然に防ぐための啓発等の取り組みを推進していきます。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)	出典
避難行動要支援者個別支援計画※ の策定率	44%	100%	福祉課
NET119の登録者数	—	50人	荒尾消防署

(1) 防災・防犯対策の推進

【現状と課題】

市民が安心して社会生活を送るためには、地域全体で防災・防犯対策に取り組むことが必要です。

近年、全国各地で豪雨や地震等による災害が頻発しており、災害時の迅速な対応が求められています。障がい者の防災対策にあたっては、災害発生時の情報伝達や避難誘導等を迅速かつ適確に行い被災の影響を最小限にとどめるとともに、避難先での生活についても個々の障がいの状態に応じた配慮を提供するための体制の整備が必要です。

アンケート調査によると、38.1%が「一人で避難の必要性を判断し避難できる」と回答している一方、それを上回る44.5%の人が「避難の必要性は判断できるが、一人では避難できない」「一人では避難の必要性を判断できないし、避難もできない」と回答しています(図表44)。

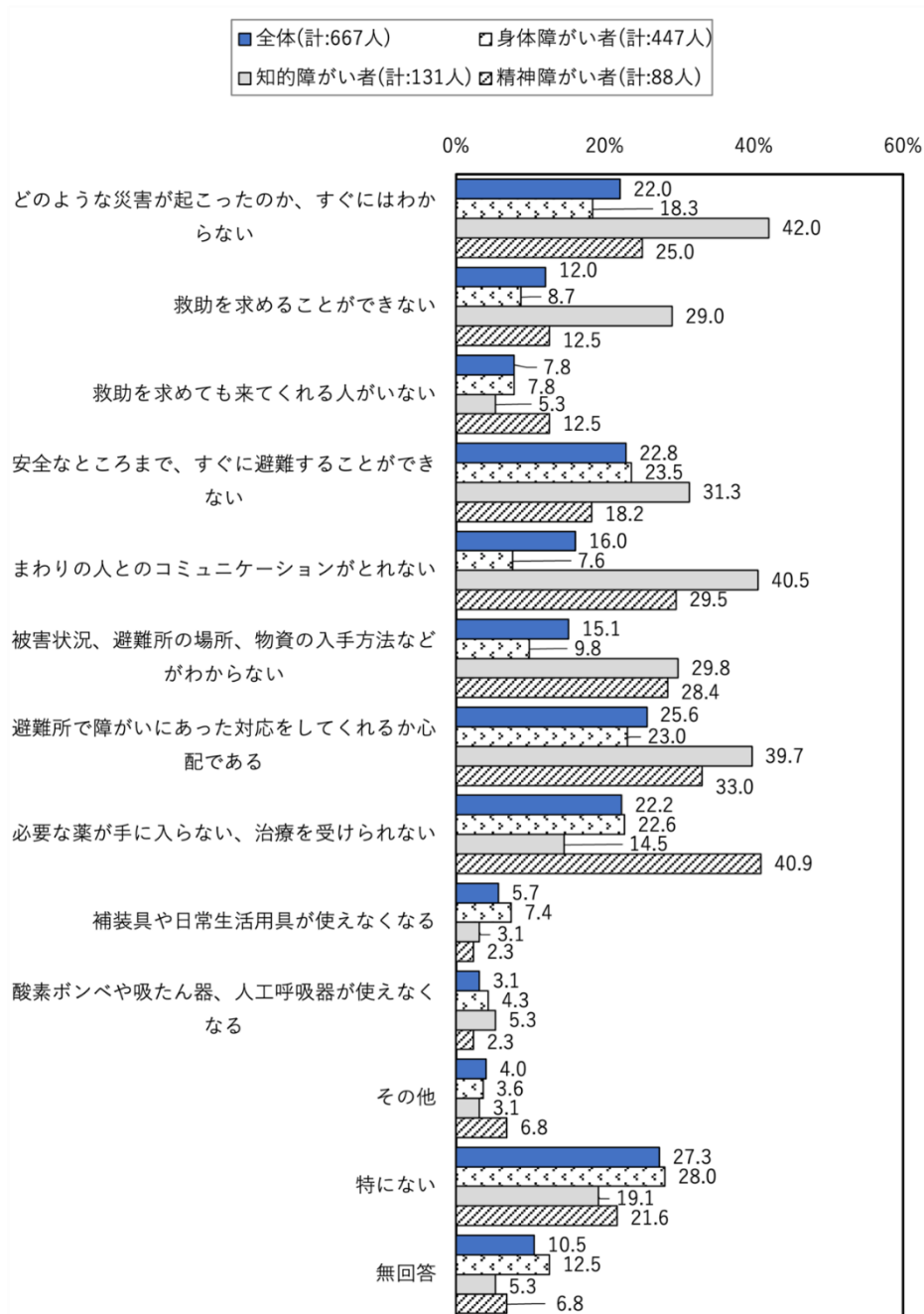
同様に、「避難の必要性は判断できるが、一人では避難できない」または「一人では避難の必要性を判断できないし、避難もできない」と回答した人に災害時に避難する際に近くに手助けを頼める人がいるかをたずねたところ、11.1%が「いない」と回答しています(図表45)。

本市においては、防災計画書を基本として、市総合防災訓練を関係団体等と連携して行うとともに、防災士の養成、自主防災組織※連絡協議会の設立、地区防災計画の策定などをおして、地域における防災活動の活性化を図っています。また、令和3年4月に防災行政無線を整備し、屋外スピーカーや防災アプリ、さらに戸別受信機などによって、多様で迅速な防災情報の伝達体制を確立しています。今後は避難行動要支援者の把握に努め、民

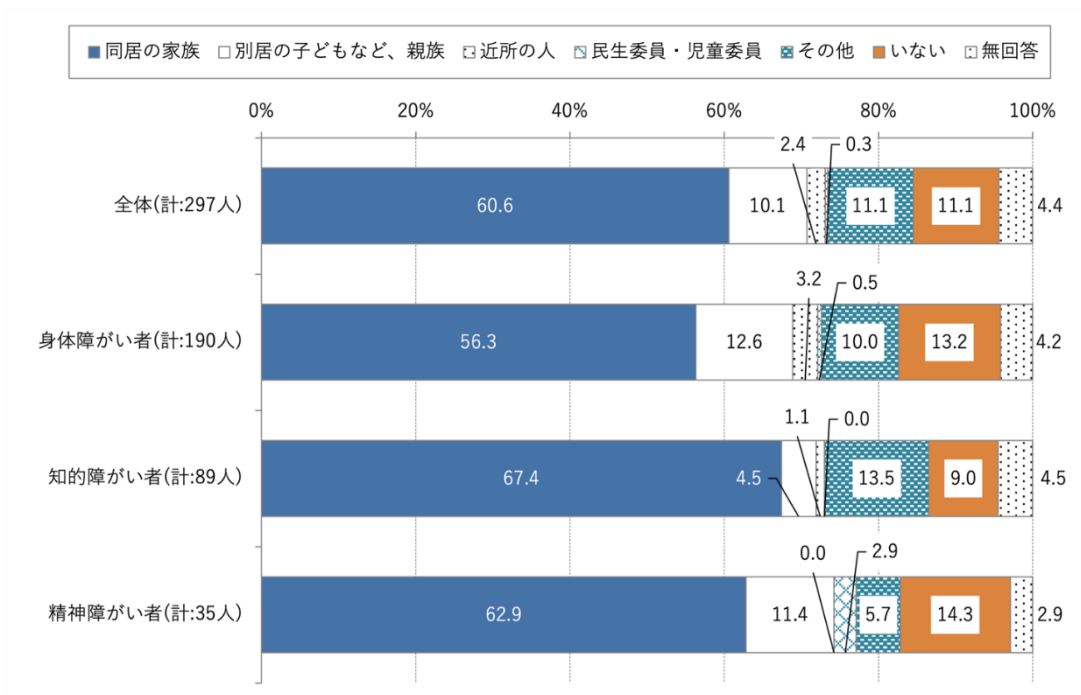
生委員・児童委員・自主防災組織・消防団等の協力を得ながら個別の避難支援計画の策定を進めていく必要があります。

また、近年発生する犯罪は巧妙化、複雑化しています。特に判断能力の低い障がい者や高齢者を狙った犯罪は後を絶ちません。そのため、消費者トラブル等に対する相談対応・防犯対策や障がい者を犯罪から守る安全対策、警察署等の関係機関や障がい者団体や障害者施設等と連携した取り組みを充実させていく必要があります。

図表 44 災害発生時に困ると思うこと



図表 45 避難の際に手助けをしてくれる人



【施策の内容】

① 防災知識の周知・啓発

具体的取組	担当部署
自主防災組織連絡協議会や防災士と連携して、障がい者など要配慮者の方の避難を支援する体制づくりを進めます。	防災安全課
自主防災組織連絡協議会や防災士※と連携して、より良い訓練や啓発活動を検討し、さらに充実したものとしていきます。	防災安全課

② 防犯知識の周知・啓発

具体的取組	担当部署
障がい者本人だけでなく、家族、近隣者に対し、チラシの配布や出前講座等による消費者犯罪に関する被害防止の啓発に努めます。	福祉課
近隣市町と広域連携を結び、消費者トラブルにおける広域的な相談窓口の体制を整え、利便性向上に努めるほか、合同での啓発活動を行います。	福祉課
警察と連携し、愛情ねっとやゆっぴー安心メールにより不審者等に関する情報について市民への周知を図ります。	防災安全課

③ 防災対策の充実

具体的取組	担当部署
自主防災組織連絡協議会や防災士と連携し、個別支援計画の普及を進め、より実効性のある計画づくりを進めていきます。	防災安全課
平成 31 年 3 月に策定した「荒尾市避難行動要支援者支援計画」に基づき、一人ひとりの個別支援計画の策定及び支援体制の充実を図ります。	福祉課
災害前後における情報伝達について、さらなる ICT 化を進め、写真や画像など分かりやすい伝達手段の確保を目指します。	防災安全課
災害発生後における福祉・医療サービスの提供など、関係機関との連携・支援体制の構築に努めます。個別支援計画をふまえた実践的な訓練を実施し、災害時の逃げ遅れを防ぎます。	防災安全課 すこやか未来課
障がい者が緊急時において通報ができる手段として、NET119*の周知を図ります。	防災安全課 福祉課
関係機関と連携し、福祉避難所*の確保に向けて取り組めます。また、福祉避難所の協定を締結した施設とは開設運営訓練等を通じて連携強化を図ります。	福祉課

④ 防犯対策の充実

具体的取組	担当部署
障がい者が緊急時において、通報ができる手段として警察が提供する「110番アプリ」やファックス 110 番、携帯電話等からのメール 110 番の周知を図ります。	防災安全課 福祉課
市職員及び市民のボランティア組織である自主防犯パトロール隊が青色回転灯装備車（青パト）による巡回を行うことで、犯罪の発生しにくい街づくりを図ります。	防災安全課
防犯灯の LED 化を促進し、夜間歩行の安全性の確保、防犯対策の向上に努めます。	防災安全課
消費者犯罪から障がい者を守るため、関係機関と消費生活センターの連携を強化します。	福祉課
警察と連携し、障がい者施設等の自主防犯対策の推進について支援をします。	防災安全課

⑤ 自主防災組織づくりの推進

具体的取組	担当部署
自主防災組織を設立することが難しい、高齢化が著しい地域や公民館が無い地域に対し、モデル地区を設け、負担が少なく活動できる自主防災組織づくりを進めます。	防災安全課
聴覚・視覚障がい者の避難対策について、民生委員児童委員や自主防災組織等の身近な支援者による避難誘導や、ファックス・音声等を利用した情報提供等の対処法を検討し、円滑に避難できる体制確保に努めます。	福祉課

具体的取組	担当部署
警察署・消防署等、関係団体との連携を継続するとともに、必要に応じてネットワークの拡充を図ります。	防災安全課
避難行動要支援者の名簿や居住する地図を整備し、自主防災組織、民生委員等の避難支援関係者との情報共有を図ります。	福祉課

資料編

1 成果指標一覧

指標名	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)	出典
1 理解促進・広報啓発の推進			
障がいへの理解や関心がある市民の割合の増加※2	87.0%	95.0%	まちづくりアンケート
成年後見制度利用支援事業助成件数の増加	1件	5件	福祉課
障がい福祉ボランティアのゲストティーチャー派遣件数(累計)	2件	20件	荒尾市社会福祉協議会
2 情報の取得・利用しやすさの向上			
障がい福祉手続きにおけるオンラインによる申請数	—	1,000件	福祉課
手話奉仕員養成講座修了者数の増加	8人	15人	福祉課
3 福祉サービスの充実			
福祉施設から地域生活への移行者数(累計)	0人	10人	福祉課
市職員の医療的ケア児等コーディネーター養成講座受講者数(累計)	2人	5人	福祉課 すこやか未来課
4 保育・教育の充実			
重度障がい児の受入れをしている保育所・認定こども園等の数	7か所	10か所	子育て支援課
医療的ケア児の受入れをしている保育所・認定こども園等の数	1か所	3か所	子育て支援課
5 保健・医療の充実			
地域移行支援サービスを利用し、精神科医療機関から地域生活へ移行した者の数(累計)	0人	12人	福祉課
6 雇用・就労、経済的自立の支援			
障がい福祉施設からの物品調達金額	4,226,316円	5,600,000円	福祉課
7 生活環境の整備			
バリアフリートイレを設置している公共施設の数	21か所	29か所	財政課
移動支援事業の延べ利用時間数の増加	614時間	1,260時間	福祉課
8 防災・防犯対策の推進			
避難行動要支援者個別支援計画の策定率	44%	100%	福祉課
NET119の登録者数	—	50人	荒尾消防署

※2 まちづくりアンケートで「理解や関心がある」「どちらかといえば理解や関心がある」と回答した割合。

2 関連用語集

3 荒尾市障害者計画及び障害福祉計画策定等委員会条例

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づく荒尾市障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定に基づく荒尾市障害福祉計画(以下「計画」という。)の策定及び変更並びに計画に定める事項の調査、分析及び評価(以下「策定等」という。)に必要な調査審議を行うため、荒尾市障害者計画及び障害福祉計画策定等委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定等に必要な事項について調査審議し、必要に応じて市長に意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内をもって組織する。
2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
(1) 学識経験者
(2) 保健、医療及び福祉関係団体の代表者等
(3) 関係行政機関の職員
(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から同日の属する年度の翌々年度の末日までとする。ただし、欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。ただし、委員長が選任される前においては、市長が招集する。
2 委員長は、委員会の会議の議長となる。
3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成29年7月1日から施行する。

4 荒尾市障害者計画及び障害福祉計画策定等委員会名簿